

令和8年6月1日（月）

5 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 隅内 和男	第2番 松本 信明
第3番 鶴見 典明	
第5番 上村 康幸	第6番 篠塚 啓一
第7番 志鳥 勝則	第8番 海老原友子
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 田村 稔	第12番 稲見 敏夫
第13番 小川 公威	第14番 稲川 洋

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会議務局長 大山 光夫 書記（総務係長） 山崎 圭美
書記（主査） 石川 雄大

5. 執行機関より出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	和田 裕二
教 育 長	増渕 忍	総務課長	星野 和弘
企画課長	佐藤 史久	税務課長	信夫 一行
住民課長	高橋 文枝	地域生活課長	沢邊 孝
健康福祉課長	柴 光治	子ども家庭課長	浜野 知子
農政課長兼農業委員会事務局長	松本 勝彦	商工課長	保坂 武志
都市建設課長	鈴木 伸司	建築課長	星野 敏克
上下水道課長	猪瀬 保夫	会計管理者兼会計課長	海老原昌幸
教育総務課長	日野 妙子	生涯学習課長	深谷 昇
デジタル推進室長	田仲 進壽		

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【稲川 洋君】 皆さん、御起立願います。

(全員起立)

○議長【稲川 洋君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【稲川 洋君】 御着席ください。

これから、本日の会議を開きます。

なお、議場内が暑くなっておりますので、上着の脱衣を許可します。

ただ今の出席議員数は13人です。

日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○議長【稲川 洋君】 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明快なる答弁を求めます。

順序に従い、6番・篠塚啓一君の発言を許します。6番、篠塚啓一君。

(6番 篠塚啓一君 登壇)

○6番【篠塚啓一君】 それでは、早速ですが、通告順に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

今回は、大きく2点お伺いさせていただきます。まず、1点目につきましては、前回の議会でも一般質問で行われておりましたが、もう一度改めてお伺いしたいと思いますので、明快なる答弁をよろしくお願いいたします。

まず、安全配慮義務についてということで、安全配慮義務というのは様々なところでその問題が生じるようで、例えばこういった上三川町の役場、職場であっても、それから役場が主催するようなイベント等であっても、そういった安全配慮義務というのは生じるかと思います。ただ、今回につきましては、本町が設置者である小中学校における安全配慮義務について大きく3点についてお聞きしたいと思います。まず、第1点、昨年の12月議会の議案第79号の和解についてですが、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるということでしたが、今般の事案については町長の専決処分によらなかったのはなぜなのか、改めてお答えしていただきたいと思います。2点目は、本町において過去10年間で安全配慮義務違反が疑われるような事案、例えばいじめ重大事態とか、学校での事故とか、不適切な指導等があったのか、もしあったのであればどの程度発生していたのか。3点目は、本町が設置者である小中学校が負うべき安全配慮義務とは具体的にどのように考えているのか。以上、3点よろしくお願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の１点目についてお答えいたします。町では、地方自治法第１８０条第１項の規定による町長が専決処分することができる事項につきましては、町が当事者である和解で、その目的の価格が１件１００万円以下のものと定めております。今回の事案につきましては、金額が１００万円を超える内容であることはもとより、事案そのものの重大性に鑑み、議会の議決を求めることといたしました。

なお、御質問の２点目、３点目につきましては、教育委員会の所管でございますので、教育長からお答えさせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増渕 忍君】 御質問の２点目についてお答えをいたします。各小中学校では、全ての教育活動を児童生徒の安全を第１に実施をしているところでございます。町教育委員会として、過去１０年において安全配慮義務違反が疑われる事案は１件であったと考えております。

御質問の３点目についてお答えいたします。町が設置者である小中学校が負うべき安全配慮義務について、学校教育の場において児童生徒が教育活動を安全に受けられるよう、施設設備の整備、教育活動中の事故防止に努めることが安全配慮義務と考えます。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】 御答弁ありがとうございました。町長からの答弁にもあったように、１００万円までということで、今般の事案は２００万円という和解金と言っていいのかな、とは思うんですけど、９６条の第１２項というのをその条文から考えると、裁判による判決ではなく、判決で金額が確定した場合は議会の議決は不要のようなので、今回議会の議決を求めたということは、裁判によるものではなく話し合いによるもの、それに加えて和解の金額が２００万円だったということで、そういった認識で間違いないでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

金額的にも１００万円を超えるものであったということで、まずその部分で議会の議決を得なければいけないという点もありましたし、事案に関しましても重大な事案であったことから議会のほうで議決をいただくこととなりました。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○６番【篠塚啓一君】 裁判で確定したものであれば議会の議決って必要ないというふうに書かれているので、今回の事案というのは裁判によるものではなく話し合いであったということでもよかったんですよね。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の質問にお答えいたします。

和解ということで、裁判ではなくて話し合いの下にという形になっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 それでは、もし可能であればいいんですけど、200万円という金額を決めた何か根拠というものがあるのであれば教えてください。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の質問にお答えいたします。

被害児童代理人と町代理人との話合いの結果、200万円となったわけですが、町代理人において過去の判例などを調査した結果、同じような事案は確認できなかったけれども、類似の事案を参考とすると妥当な額であったということからお支払いをいたしました。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 類似の事案と鑑みてということで算出したということは分かりました。

それでは、この和解金である200万円というのは町の財政からの支出なのか、それとも何らかの保険、そういったものがあって、それを使ったものなのかというのをお答えしていただけますか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

保険ということではなくて、町の会計のほうから支出したものでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、今回の和解における200万円を支出したということは、この名目、そういったものがもし教えていただけるのであれば、例えば慰謝料であったとか、見舞金とか、解決金、損害賠償、こういった名目でものになっていますか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

見舞金という形でお支払いしております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、今回、学校設置者である本町に対して安全配慮義務を怠ったということで慰謝料の請求がされ、和解をし、金銭の支払いをしたということは、町は安全配慮義務を怠ったということを認めたということよろしいですか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の質問にお答えいたします。

こちらに関しましては、学校は児童生徒が教育活動を安全に受けられるように危険を予測し、防止し、適切に対応する義務があります。この事案に関しましては、事前に兆候を把握しながら適切に対応しなかったわけではなく、事件が発生する危険性を予見することは必ずしも容易ではないと考えられるため、安全配慮義務違反が明らかに認められるとまでは言えないということから、義務を怠ったわけではないと考えております。しかし、弁護士に相談した結果、安全配慮義務に対する違反の可能性を否定できな

いとのことから、支払いに応じることといたしました。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今の話だと、町では認めてないけれど、弁護士からそういった話がされたので、認めたという感じでいいんですか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の質問にお答えいたします。

基本的には、安全配慮義務違反というふうに町では考えていないところではあったんですが、弁護士から言われたというか、完全に安全配慮義務違反でないと否定するところまではできないであろうというところでお支払いをしたところですよ。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 安全配慮義務を怠ったかどうかというのは、さっきちょっと似たような言葉があったんですけど、一つには予見可能性、もう一つは結果回避可能性という二つの基準で判断されるようですが、その点の考えというか、そういったものを鑑みて、町としてはそこまでじゃないんじゃないかというふうに考えたということですか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の質問にお答えいたします。

予見の可能性というところですが、通常、教員のほうでももちろん児童生徒を見守っているところですが、できる範囲のことは見守りのほうも行っていたということで、その中でもなかなか予見が今回は難しいものであったというところであろうかと思えます。結果回避というところですが、今回の事案に関しては、その後につきましても、対応のほう、情報共有のほうとかをしていく中で、同じようなことが起きないようにそれぞれの学校で対応をしているところがございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 例えば、予見可能性とかそれから結果回避可能性というのは、例えば教育長、僕と同じ年ですし、町長もたった3歳違いということで、中学校の頃のことをちょっと思い出してもらいたいんですけども、例えば運動会って言ったらいいのか体育祭、当時は騎馬戦であったりとか、あとは棒倒しであったりとか、あと組み体操なんかもう普通に行われていたと思うんですよ。特に、組み体操のピラミッドなんかに関しては、最後潰したと思うんですよ。一番下の段になっている人とかは当然けがをするおそれもあるって、それでもあの当時って行っていたわけで、それが今ここでいう例えば予見可能性、けがするんじゃないかとか、それから結果回避可能性というところで、例えば、何というんだろう、骨折したりするんじゃないかとか、当然騎馬戦でも落ちたりして頭を打つんじゃないかとか、そういったところが考えられることで今はなくなっているのかなとは思いますが、まだ続いているのかどうか、ちょっと定かじゃない部分もありますけれども、でも、40数年前、50年近く前の頃は普通にそれが行われていたと。それが今はこういった安全配慮義務といったことで、いろいろなもの

が制約もされ、当然先生方もすごく大変だというのはよく分かっています。こういったところで結果回避とか予見可能性、そういったものが考えられるものが、そういった例えば運動会であったりとかいろんなイベントであったりとかというのは当然理解はできるんですけども、例えば今般のようなものを安全配慮義務を怠っていたのではないかということで、先ほどの答弁というかお答えだと町ははっきりとは認めたわけじゃないようなお話だったですけども、つまり、でも、洪々なのかどうか分からないけれど認めたということは、当該学校側の対応に問題があったとか、あとは事故を予見できる可能性があったとか、今般の結果を回避できる可能性があったということのある程度は認めた上で和解に応じたということでもいいんですかね。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の質問にお答えいたします。

難しいところではありますが、認めたというわけではないんですが、配慮義務違反につきましては、予見できる場合もあったのではないかということも指摘されておりますので、その辺のところで話合いで和解ということになったということでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 ちょっと僕が考えていたものの前提として、町は認めたものだと思っていたのであれなんですけれど、認めてないということであれば、今のお話だと法的責任自体は認めていないということと、あとは以前にも町長の答弁にもあったかもしれないんですけど、裁判にするとというのはいたずらに時間をかけるばかりであって、今回の場合であればやっぱり早期解決、そういったことを優先したということで和解に応じたということによろしいんですか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

過去の判例からいきますと、例えば裁判になった場合であっても、そちらについてはお支払いするということが推測されたため、被害者の方のためにも長引かせることは良くないであろうということで、今回につきましてはお支払いという形になっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 それでは、今後、町や教育委員会として同様の事案が起こらないようにどのような対策をしたのか、また考えているのか、具体的に応えていただけますか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

まず、対策ということですが、この事案に関しましては、各学校長のほうに報告をしているところでございます。それぞれ学校によって人的な環境も施設的な環境も違いますので、そちらの対応につきましては、各学校に合わせた対応を校長のほうにお願いしたところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、人的ということではちょっとお伺いしたいんですけど、学校の規模によって配置される教員の数というのは決められているんですか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

決められております。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 それはちょっと調べさせてもらったんですけど、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律というのがあるようで、何か一般的には義務標準法というふうに言われているそうですが、教員、学校の先生というのは児童生徒が危険な状況に置かれないように、日常的に健康面や周囲の環境への配慮、そういったものを求められているかと思います。安全配慮義務を怠ったということを100%認めたわけじゃないのかもしれないですけど、教員の児童生徒に対する日常的な健康面や周囲の環境への配慮が欠けていたんじゃないかということにつながるのではないかと思います。この点についてどのようにお考えになりますか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

定数が決まっている教員の他にも、町としましては、特別教育指導員のほうを小学校9人、それから中学校が4人、それから、学習指導困難な児童が複数いる学級に対して学習支援員のほうを小学校では9人、中学校では5人、そのほかにも、先生のほうで多忙な場合にプリント作成とかを補えるような教育の支援員等も配置しておりますので、町としましては、できる限りお子さん方の見守りとそれから多忙な先生方への支えとなるような人員を配置しているところでございます。もちろん、それが100%それで足りるというものでは決していないかと存じますが、できる限りのことを今後につきましてもしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 決められた数以上に配置をしているというか、今のお話だと、例えば小学校9人といっても、その9人の方が一つの小学校にいるわけじゃなくて、七つある小学校を巡回というか、回るのかというか、あとは常駐というような形になるのかちょっと分からないですけども、いずれにしても、法律で決められた先生以上には配置はされているということで理解はしました。

そうすると、例えば、それでも目が行き届かない、そういった場合もあるかと思うんですけど、その辺りの点、どうにかして解消できないかというところを考えたことってございますか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるには、多分、目の行き届かないところに例えば防犯カメラとかそういったものを設置したほうがいいのではないかと、そういうお声があるのかなと存じますが、それにつきましては、学校それぞれに四つの防犯カメラ、不審者対策になりますが、防犯カメラも設置しているところですし、廊下とかトイレの前とかに防犯カメラを設置するということになりますと、安全対策にはなるかもしれま

せんが、それによってプライバシーが侵害されたりとか、お子さん方、見られているからトイレに行きづらいとか、そういったことも考えられますので、そちらにつきましては今のところは考えてございません。ただ、もし今後ですね、また変わった不審者の侵入であるとか、そういった状況が生じたときには考えるべきことかなと感じております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今御答弁いただいたとおりで、防犯カメラというのも一つかなというのは考えないわけじゃないんですけど、大体何か起こるのって、目の届かないところ、トイレであつたりとか、あとは更衣室とか、もろもろかなと思うんですけども、今おっしゃったように、そういったところに防犯カメラをつけるというのは、プライバシーの観点から考えても、まずもって無理なかなと思うんですね。例えば、トイレの中でも、個室とかじゃなければ意味がないとか、そんなところにましてつけることなんてどうやっても無理なわけで、そうすると、何というんだろう、目の行き届かないところを全部潰していくというのは、例えば学校という閉じられた世界の中でやっていくというのは無理だとは僕もそれはもう承知していますし、ただ、今般の事案を受けて、例えば町の教育委員会としてはどのような教訓を得て、今後どのようにしていこうというふうに具体的に考えているのかというのがもしあれば聞かせてもらってもいいですか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増淵 忍君】 ただ今の質問にお答えをさせていただきます。

目が行き届かないところをできる限りなくすというような、先ほど防犯カメラ等というものもありましたが、まず、必ずこれをやればそういったものは防げるというのは、議員がおっしゃっているとおり、これは難しいのかなというふうに思います。いろいろなものを複合的に対応していくというようなことが必要かと考えておりますけれども、やはり学校というところは教育機関でありますから、それぞれ教職員一人一人の子どもたちを見る意識とか、それから、子どもたち自身が将来に向けて、危険を予測したり危険を回避したりする能力を高めていくということが重要であるというふうに考えております。就任した際にも、子どもたちの当事者意識を持たせて、主体性を持たせるような、そういったことを行っていきたいというようなことをお話ししましたが、やはり、子どもたち自身が危険であることを予測したり、これはこういうような状況だから、こっちのほうのこういうようなことを選択したほうがいいんじゃないかとか、そういうようなものを育てていくというようなことをもって教育に当たっていきたいというふうに考えています。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 ありがとうございます。

それでは、ちょっと視点を変えて、今は生徒同士での安全配慮義務、それに関わる安全配慮義務ということだったんですけども、次に、先生とそれから児童生徒における安全配慮義務ということでちょっとお伺いしたいと思います。先ほど過去10年の間における安全配慮義務違反が疑われる事案の有無を2点目でお伺いしましたが、1件あったということですが、それに関して多分根掘り葉掘りというの

は個別の案件ということでお答えいただくのは難しいのかなと思うので、例えば、先生の児童生徒に対する不適切な指導、そういったものが、質問にもあったかと思うんですけど、そういったものによって児童生徒の中には萎縮してしまって学校になかなか行けない、そういった児童生徒が仮に生まれてしまって、例えば病院で検査を受けた結果、トラウマというかPTSDといったような症状を発症していると診断された場合に、該当の先生に対して例えば教育委員会としてはどのような対応をとるお考えなのか、聞かせていただけますか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増渕 忍君】 ただ今の質問にお答えをいたします。

そのような状況が生じた場合には、不適切な指導を行った教員の報告というものがございます。これを県のほうに報告をするということと、あわせて、そういった教員については別なプログラムでの研修というものが県の方でなされ则认为しております。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 研修ということなんですけど、どの程度の例えば回数であったりとか、時間とか、実際に受講されたかどうかというのを、教育委員会のほうでは確認するすべというものはあるんですか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増渕 忍君】 ただ今の質問にお答えをいたします。

本町でそういったプログラムを受講したという教員はおりませんので、プログラムの詳細な中身については確認することができないんですけれども、ちょっとおぼろげなる記憶の中なんですけれども、数カ月から半年等程度にわたって実施するような研修になっていると思います。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 それでは、指導というか、普通に授業を行ったりとか、子どもに対しての指導であったりとか、それとあと不適切指導というのはなかなか線引きが難しいんじゃないのかなと思うんですけど、そういったところ、教育委員会のほうではどのように判断するんですか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の質問にお答えいたします。

特に判断の基準というのはないのかなと思いますが、例えば不適切な指導があつて不登校になってしまったとか、身体的に1カ月以上かかるような負傷を負ってしまったとか、そういったことになってくるかとは存じますが、現在のところ、当町ではそういった教職員による児童生徒への体罰やわいせつ行為等の懲戒処分当たるものについては、過去10年確認したところ発生しておりませんでした。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、今のところは何も問題はないというお答えなのかなと思うんですけど、なかなか、ないものを仮定して答えるというのは難しいものなのかなと思うんですね。だから、

確かに指導と不適切指導というのは線引きがすごい難しいところだとは思うんですよ。それなので、ただ、何というんだろう、子どもにとって、児童生徒にとってそれが適切な指導であるのか、それとも不適切なものであるのか。僕が聞きたいのは、例えばいせつ行為とかそういうのではなくて、授業中の例えば言葉であったりとか、ふだんの児童生徒にかけける言葉、そういったもので例えば子どもたちが萎縮してしまうとか、この先生怖いとかというふうに思われるような、そういったところってなかなか何というんだろう、校長先生とかに情報として上がってくるというのが難しいのかなって思うんですけれども、そういった点ってどうなんですか。ストレートに上がってきたりするんですか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増渕 忍君】 ただ今の御質問にお答えをいたします。

子どもたちの声を取り上げる機会というのは複数あると考えてはおります。例えば、定期的に子どもたちのほうにいじめ等のアンケートというようなものを実施しておりますので、そういった中で出てくるところもあるかと思えます。また、学校のほうでは年に2回から3回の教育相談週間等を設定していますので、また、その際にも、相談したい先生というものも自由に設定できるという、そういったこともございますので、比較的そういった状況というものは察知できているのではないかなと思います。また、あわせて、教職員の中でも子どもを様々な目で見ておりますので、ある教師と児童生徒が話をしているのを見て、先輩教員たちから見たらそれはおかしいよというような、そういった指導も当然あるかと思えます。そのようなこともありますので、比較的情報は管理職のほうは把握できているのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今、アンケートという話があったんですけど、アンケートの中に、例えば今のお話だと、例えば生徒間でのいじめとか、そういったのがあるかどうかというのかな。例えば、先生のこういったことを言われたとか、そういう不適切な指導って言ったらいいのかどうか分からないんですけども、そういったところを書く質問というか事項というのがまずそのアンケートにはあるのかというのをちょっと聞かせてもらってもいいですか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増渕 忍君】 アンケートの項目自体は学校ごとに違っておりますので、完全に把握はできておりませんが、自由記述の欄がありますので、そこには記載できるのではないかと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 あともう一つ。教職員同士でそういった情報共有というか、何というんだろう、上に上がっていくという流れがあるんじゃないかというお話なんですけれど、逆にあの狭い世界の中で、こういう言葉は適切じゃないかもしれないですけども、隠してしまうというか、そういったことというのはあり得ないというふうに考えてもいいですか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増渕 忍君】 ただ今の御質問についてお答えをいたします。

隠ぺいということですか。隠ぺいということについては、100%あり得ないというのはなかなかこれは難しいのかもしれませんが、本町においては無いと考えております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 正直な答弁ありがとうございます。

そうしましたら、もう一つお伺いしたいのが、上三川町立小中学校管理規則というのがあるかと思うんです。ここには、ここで何回もというか聞いている安全配慮義務といったものについて、どこかに記載されているというか、規定というものは設けられていますか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の質問にお答えいたします。

すみません、今ちょっと手元にありませんでして、ちょっとあるかどうかというのはお答えできないんですが、安全配慮義務に関しましては学校保健安全法のほうで定まっていると考えておりまして、学校保健安全法の中に、学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校においての事故、加害行為、災害等により児童生徒に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒に危険又は危害が生じた場合において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設置並びに管理運営体制の整備充実そのほかの必要な措置を講ずるよう努めるものとする、議員のほうがもう御承知のことと思いますが、そのように定められておりますので、それに従いまして行っているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 一応、町の規則だと、拡大解釈というか、もし安全配慮義務のことをちょっとは、何というのかな、考えられているというか、絡んでくるのかなというのは18条と20条かなと思うんですね。18条は施設設備の管理といったところと、当然、職員は、校長の定めるところにより、学校の施設、設備、備品を含むを管理するということは、ここで安全配慮義務というのは関わってくるのかなと思うんですね。当然、管理を怠っていれば、そこでけがが起きました、何かがありましたとなれば安全配慮義務を怠っていましたよねということになるのかなと思いますし、20条のほうは、校長は、所管の施設、設備の一部又は全部が毀損し、又は亡失した場合には、速やかに教育委員会に報告しなければならない、当然、学校にあるいろんなもの、そういったものが不備等があればすぐに速やかにということなので、それも安全配慮義務に関わってくるのかなと思うんですけれども、今回ですね、これ今ちょっと読ませていただきましたけれども、今後こういった規則の改定、そういったもの、あとは足すとか加筆するというか加える、そういったものを考えたりはしますか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

現在のところは、そういったことは考えておりません。先ほど、議員がおっしゃいましたとおりに、管理規則に伴う点検等は、学校のほうから月1回程度、校内を見回っていただいて、教育委員会のほうに、もしひび割れとかあった場合には写真等を添付していただいて報告いただいて、それが学校の予算

の範囲内であれば学校で修繕いただいていますし、大きなものになりますと、教育委員会のほうで、教育総務課の方で対応しているところでございまして、また、随時雨漏りとか、滑って危ないとか、そういった危険が生じるものとか、倒木とかですね、児童生徒が危険になるようなものについては、随時あがってきたら随時対応しているというような形になっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、最後にですね、今後同じような事案、そういったものが絶対に起こらないというのは言えないと思うんですよ。そんな中で、学校設置者として町の考え、具体的な、今までもいろいろお聞きしましたが、最後にもう一度まとめてお答えしていただきたいんですけれども、これなら後は児童や生徒は安全、安心に学校生活を送れるし、保護者の方も学校に送り出せる、そういった今後の具体的な取組みというのをお答えしてもらえますか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増渕 忍君】 ただ今の御質問についてお答えをいたしたいと思います。

やはり、先ほども申し上げさせていただきましたけれども、やはり様々な物理的なものであるとか、それから人的なものであるとか、これは多いにこしたことはありません。ただ、予算にやはり限りがあることの中ですので、そういったものについては適宜町当局と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。また、あわせて、やはり教職員のそういった安全に対する意識と子どもたちの安全に対する意識というものは、引き続き育てていくといえますか、成長させていく必要があると考えてはおります。管理職はやはり安全というものに対する意識が非常に高いと考えておりますが、やはり若い教員たちも管理職と同じような意識を持つことによって、安全の視点というものが大きく広がります。また、そこに子どもたちが同じように安全の意識を持つということになれば、学校としての安全に関するレベルというものは非常に高いものになっていくであろうと考えておりますし、そのように実践してきたつもりでおります。引き続き、そのような指導、また学校との連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 非常に丁寧な答弁ありがとうございます。そうしましたら、今お答えいただいたお考え、各学校に伝えていただいて、本当に若い先生たちにもそれが伝わるように、ぜひ安心、安全な学校の運営というのを目指していただきたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。空き家問題は何度も一般質問で問われてきておりますが、改めて質問させていただきたいと思います。町では空き家バンク制度を運用しておりますが、制度を活用して売却をしようとしても、相続登記が未了、完了してないことによって当然売却には至らない、そういったケースが現実には存在しているのではないかと思います。そこで、相続登記を支援するための補助金があれば空き家バンクへの登録にもつながり、また最終的には売却に至ることで、ひいては空き家対策になるのではないかと思います。町のお考えをお聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

現在、町では、空き家バンクへの登録を促すため、登録された空き家のリフォーム工事費及び家財処分費の補助を行っておりますが、相続登記に係る費用は対象としておりません。全国的に見ると、空き家バンクの登録支援として、家財処分などに加え、相続登記の手續に係る費用を補助している自治体もあることは承知しておりますが、法改正により相続登記が義務化されたところであり、本町において登記に係る費用を補助する考えはございません。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 それでは、再質問をさせていただきます。

空き家バンク登録申請書には添付書類が記載されておまして、登記が完了してない場合には戸籍謄本それから同意書等とありますが、まず戸籍謄本はどの程度まで添付させるのかというのが一つ、それから、同意書というのは相続人全員からの同意をもらうことになっているのか、以上、2点お答えください。

○議長【稲川 洋君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

相続登記につきましては、相続全員分の登記をいただいております。それと、登録同意書につきましては、あくまでこの空き家の取扱いについて同意をしておりますという合意書レベルでございますので、法務局の相続登記などの公式な手續の標準書類はございません。空き家バンクの登録におきましては、登録同意書が提出されていることから、相続人が複数いる場合におきましても、所有者や相続人がほかの相続人に説明を行っていただきまして、合意を得ていることを誓約させるための書類になってございますので、空き家バンクの登録におきましては、登録同意書につきましては、相続人全員分の同意書を得ているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 もう一度お答えいただきたいんですけども、相続人全員の登記じゃなくて多分戸籍ですよ。今、戸籍ということなんですけれど、相続人全員ということで、亡くなった方の戸籍、出生から全部もらうんですか。それとも確認するんですか。どうやってその人たちが相続人全員というふうに確認は取るんですか。

○議長【稲川 洋君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

そちらのほうに関しましては、税情報あるいは住民課のほうの書類において確認をしてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今、税情報というお話があったので、ちょっと税務課のほうに確認をしたいんですけど、被相続人というか亡くなった方と相続人全員というのは、税情報からは確認取れるんですか。

○議長【稲川 洋君】 税務課長。

○税務課長【信夫一行君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

税務課におきましては、課税するための必要な情報として、例えば相続人代表ということで既に頂いておりますので、その限りでの情報は把握しているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、今代表者の選任届ということで、多分固定資産税とかをどなたが払ってくれるんですかというところで、そうすると、相続人全員が把握できているわけではないということではないんですか。

○議長【稲川 洋君】 税務課長。

○税務課長【信夫一行君】 あくまで課税に必要な情報ということですので、相続人、調べる必要が出た場合には調査はかけているところです。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 必要があればということは、多分選任届が出ないとか、誰が固定資産税を払ってくれるのか分からないというときに出すだけなのかなと思うんですけど、どうですか、その辺り。

○議長【稲川 洋君】 税務課長。

○税務課長【信夫一行君】 ただ今の質問にお答えいたします。

こちら、課税するときに、必要に応じてですね、例えば相続人、税務調査というのは当然行っているところです。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 今大事なところって、じゃ税務課さんのほうでは、ある1件の相続が発生したときに、そこに関わる相続人全員が分かっているのかということと、それと、じゃ例えば住民課のほうで全ての相続人が分かっているのかというところ、どちらでもいいのでお答えいただけますか。

○議長【稲川 洋君】 税務課長。

○税務課長【信夫一行君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

同じような答弁になってしまいますが、課税に必要な範囲においては調べているところですが、やはり相続されないまま代替わりとかしてしまうと、やはり調査が困難であったりすることはあるかと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そうすると、先ほどの建築課の課長から答弁があったように、相続人全員からの同意書というのが、それが本当なのかどうかというのは何を根拠にもらっているのかというのがちょっとよく分からないんですけども、もう一度整理をして答えていただいてもいいですか。

○議長【稲川 洋君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

先ほども答えさせていただいたんですけど、登録の同意書につきましては、この空き家の扱いについて同意しておりますというふうな合意書レベルなので、法務局とかの相続登記などの公式な手続の標準書類ではございませんので、建築課といたしましては、その登録同意書が提出されているということは、法定相続分どおりの共有のままと思われますので、相続人が複数いる場合におきましても、所有者や相続人がほかの相続人に説明をいたしまして合意を得ているものという書類となっておりますので、登録同意書につきましては、何度も言いますが、公式な手続の標準書類とは考えてはございません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 同意書では相続登記ができないのは重々承知しておりまして、もう一度確認をしたいんですけど、じゃ同意書というのは相続人全員からの同意というのをもらっているわけではないということでもいいですか。

○議長【稲川 洋君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 建築課といたしましては、登録同意書につきましては法定相続分どおりの書類と思ってございますので、建築課といたしましてはその相続人の方々から同意を得ているというふうなことの書類を受けている、あくまでも合意書レベルということで確認してございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 合意書とか同意書とか、それはいいんですけど、全員なのか、それとも、じゃ例えば10人います、相続人が。5人からの同意でもいいのかということの方が聞きたいんですよ。

○議長【稲川 洋君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

空き家バンクに登録の際にはですね、その申請人の方々とヒアリングを行いまして、相続人関係そのほかのことを聞き取りいたしまして、そのほか相続人について、うちの担当の者がですね、一応どのくらいまで相続人がいるかというふうな確認してございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 いずれにしても、同意書レベルでは登記は完了できないわけで、その辺りは重々承知していると思うので、できれば添付書類としては同意書ではなくてせめて遺産分割協議書を添付してもらおうとか、その辺りまではやっぱりやるべきじゃないかなと思いますし、先ほどお話があった税務課さんであつたりとか住民課さんと連携をしてもらって、なかなか個人情報というものもあるので、町側で相続人全員をとというのは難しいのかもしれないですけど、ただ、せめて添付書類として、この戸籍謄本というのは、亡くなった方のものというのは出生から死亡までというのは最低限必要じゃないかなと思うんですね。じゃないと、当然相続人さん何人いるのか分からないし、ただ単に同意書だけをもらっても何の役も立たないと思うので、その点はひとつ考え直していただきたいなと思います。

それと、先ほど町長の答弁にもあった空き家バンクのリフォームの補助金であつたりとか家財処分

補助金というのは、あくまでも空き家バンクに登録した後の話になるかと思うんですね。今回質問させてもらっているのは、その前の段階。だから入り口、空き家バンクに登録するために登記は完了しておいたほうがいいんじゃないんですか、その中で、確かに義務化というお話もありましたけれど、義務化になったということはやらなきゃいけないということで、その中でも少し手助けをしてあげるとか、登記の後押しをしてあげる、そういった意味では必要なんじゃないかなと思います。

あと、この登録申請書、一番最後に注意点として書かれているのが、「上三川町は物件の売買、賃貸等に係る交渉、契約等に関しては一切関与しません。物件の交渉、契約等に関するトラブルについては当事者間において責任を持って解決してください」というふうに書かれています、御存じかと思うんですけども。もちろん、このような文言を入れるのは常套手段というか、普通なのかなと思うんですけど、町が空き家対策の一環としてこの事業を行うのであれば、当然トラブルになるんじゃないかなというのが同意書レベルの話であって、あとは当事者間で解決してくださいねというのはいかなものかというふうに思うんですけど、その点についてはどう考えますか。

○議長【稲川 洋君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

あくまで町は、空き家バンクのことについて情報を提供しているということまでですので、そのほかの物件や契約内容等の説明事項、重要事項説明等がある場合は、宅地建物取引士の資格を有している方々が専門家でございますので、そちらの介在が必要であるため、本町におきましては、空き家バンクの登録につきましては、あくまでも情報提供までということでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 何というんだろう、空き家バンクは今情報提供の場というお話で、そのあとは多分業者さん、不動産業者さんに任せますということだと思うんですけど、空き家バンクの入り口というか、登録するところは町。そうすると、町が関わっているから信頼できるんじゃないかと、町民の皆さんはそう考えるのじゃないかなと思うんですけども、そういった中で、相続登記を完了していない物件を同意書1枚で登録をさせてしまうというのは、あとは業者さんのほうでやってくださいねというのでは、ちょっとどうなのかなと思うんですけど、その辺りって業者がやるからいいんだよという考えですか。

○議長【稲川 洋君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 ただ今の質問についてお伝えいたします。

確かに議員がおっしゃるとおり、そこまでだと町としては不十分じゃないかということではございますが、それまで、空き家バンクに登録するまでは町もその方、申請者の方と一緒にいろいろな相談に乗っているところでございます。そのほかになると、先ほども御説明いたしました重要事項説明等は不動産屋さん、専門の方のほうで、相談件数が多かったり、何といいますか、それだけ知識が豊富でございますので、そちらのほうに任せているような状況でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 重要事項説明というのは契約時とかに行うもので、それって売り物になるものじゃないですか。当然、登記完了していなければ売り物にならないんで、重説というか重要事項説明って、そこまで行き着けないと思うんですね。今登録するまでにいろいろ相談に乗ってというお話だったので、当然その段階で登記が完了していないというのは分かるんじゃないかなと思うんですけど、そこで逆に登記が完了しないと駄目ですよというアドバイスというのをすることはできないんですか。

○議長【稲川 洋君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

その辺はですね、最初、うちのほうの担当の者とその方との相談の場で、そのときに、相続の登記はするような形のことについてはお伝えしているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 篠塚啓一君。

○6番【篠塚啓一君】 そのときに、例えば補助が出るってなればまた違ってくるんじゃないのかなと思いますので、相続支援のための補助金というのは、先ほど町長の答弁にもありましたけれど、全国的にまだ僅かです。県内の市町ではまだどこも取り入れていないんじゃないのかなとは思いますが、ぜひ県内での先陣を切って導入していただけるように前向きに考えていただきたいということで、今回の一般質問を終わりにさせていただきたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時18分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 6番・篠塚啓一君の質問が終わりましたので、順序に従い、5番・上村康幸君の発言を許します。5番、上村康幸君。

(5番 上村康幸君 登壇)

○5番【上村康幸君】 それでは、通告順に従いまして、私からの一般質問をさせていただきます。

まず、大きく分けて二つありますが、まずは高齢者の肺炎予防についてです。年を取りますと免疫機能が落ちますし、何らかの基礎疾患を持つ方も増えてきます。加えて、咀嚼力や嚥下力、痰の排出なども弱まり、肺炎を起こしやすくなります。そして、一度肺炎になりますと、一旦は回復しても再発する危険性は大きく、反復する肺炎となります。そして、それにより生活意欲の低下、フレイル状態につながっていきますし、そして、それはやがて要介護へと発展していきます。こうした問題だけは個人だけにその影響はとどまらず、家族へも波及して、介護離職やヤングケアラーといった問題にもつながってきます。こうしたことを考えますと、細菌やウイルスによる予防できる肺炎への取組みがとても重要なことだと思います。

そこで、質問をさせていただきます。1として、平成26年、2014年10月から、国としては高

高齢者肺炎球菌ワクチンの接種が始まり、町としてもそれに追随したことと思います。本年、2026年4月からこの接種体制が変わりましたが、3月末時点で高齢者肺炎球菌ワクチン、我が町では接種率は何%ぐらいあったのでしょうか。2として、今までのワクチン、これ製剤名ニューモバックスとありますが、だんだん効果が弱まって5年目以降に追加接種することが必要とされております。また、今までの助成制度で接種を受けてない方もかなりの数がいるのではないかと思います。これは、これから任意接種として、1回打つのに約1万円かかりますけれども、自己負担で接種することになるのでしょうか。これらに対して町独自の助成制度の考えはないのでしょうか。3として、これからは65歳の間に接種を受けることになりますが、この年齢期間に白血病、がん、免疫不全等の長期療養で、どうしてもこの年齢の期間の間に受けられないという場合に、何か対応はあるのでしょうか。4として、肺炎球菌のほかにRSワクチンも高齢者肺炎の大きな原因であります。これについても予防できるワクチンがあります。町として、肺炎球菌のほかに、このRSウイルスワクチンの費用助成の考えはないのでしょうか。5として、個人の健康にとどまらず、社会的にも大きな影響を及ぼす高齢者の肺炎について、今後町としてどのように肺炎予防について、またワクチン接種率向上にどのように取り組むのでしょうか。その考えをお聞かせください。

○議長【稲川 洋君】 上村議員にお尋ねしますが、質問の冒頭、要旨明細の冒頭に、平成26年ということでお話しあったかと思うんですが、これは2026年が正しいのか、それとも令和8年が正しいのか、その辺のところ、きちんとしておいてください。

○5番【上村康幸君】 ちょっと私のしゃべり方がおかしかったかもしれない。この高齢者肺炎球菌ワクチンの国としての接種が始まったのが平成26年、2014年です。それで、それから町もそれに追従してこの助成制度が始まったと思います。私が質問したいのは、それから来て、今年2026年3月までの我が町の接種率はどのような状況だったのかということを知りたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 じゃ、本年3月末時点の接種率を答弁すればいいわけですね。

○5番【上村康幸君】 はい、お願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。令和7年度高齢者肺炎球菌ワクチンの令和8年3月末現在の接種率は42.3%であります。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。肺炎球菌ワクチン接種につきましては、平成26年10月から令和5年度までの10年間、経過措置として65歳以上の方にも5歳刻みの年齢の方を対象とし、定期接種の機会が設けられてきたところであり、追加接種及び任意接種に対する町独自の費用助成の考えはございません。

次に、御質問の3点目についてお答えいたします。長期にわたり療養を必要とする疾病にかかっていたことなどにより、定期予防接種の対象年齢の間やむを得ず予防接種を受けることができなかったと認められた場合は、対象ワクチンにより違いはございますが、高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましては、接種可能となった日から1年を経過する日までの間であれば定期予防接種として接種することができま

るなど、接種の機会を周知してまいります。

次に、御質問の４点目についてお答えいたします。高齢者の肺炎の主な起因菌は、肺炎球菌によるものが最も多い状況であることから、町としては、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種者数の向上に取り組んでいるところであり、高齢者ＲＳウイルスワクチン接種費用の助成の考えはございません。

次に、御質問の５点目についてお答えいたします。本町では、高齢者の肺炎に特化した特別な周知は行っておりませんが、インフルエンザ等の感染症対策が有効となりますので、各種感染症に関する予防方法や予防接種について、町広報紙やホームページにて周知しているところでございます。また、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種につきましては、接種対象年齢となる６５歳になる月の末日を目安に個別通知し、接種率の向上に取り組んでおります。今後も、様々な機会を通して肺炎を含めた感染症対策の周知に取り組み、予防及び接種率の向上に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○５番【上村康幸君】 今の答弁で幾つかの再質問をさせていただきたいと思います。

今までのこのワクチンの接種率ですけれど、４２．３％ということで、町の半分にもいかないということですね。実際に、今この対象、６５歳以上の方って実際にどのぐらいの方がいて、大体受けた方が何人ぐらいという、もっと具体的な数字って出ますか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【柴 光治君】 先ほど町長の答弁の中で４２．３％という数字、町長の答弁がございましたが、こちらにつきましては、令和７年度の６５歳の方が実際に打った接種率となっております。対象者数が３６５人で接種者が１５４人という状況となっております。また、６５歳以上というくくりになりますと、接種対象者が８,００２人、接種済みが４,４４０人、未接種者が３,５６２人で、接種率が５５．４９％ということになっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○５番【上村康幸君】 それでも大体町の半分の方が受けていないというような状況だと思います。これ、性差というのは分かりますか。なぜかという、高齢者の肺炎球菌、誤嚥性肺炎といって、唾液とか食物とともに肺炎球菌が肺に誤って入り込んで起こす肺炎があるんですけど、それが非常に男性のほうが多いんですね。ですので、これ、果たして男性のほうがより打っていないとやはり危険性があると思うんですけど、この男性、女性というのは分かりますか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【柴 光治君】 全体の総数は把握しているんですが、男女の内訳は把握しておりません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○５番【上村康幸君】 これからの対策ということでは、やはり性差ということも考えていただきたいと思いますので、もしぜひ何か調べる機会があれば調べていただきたいと思います。

あと、本当に半分ぐらいなんですけれど、例えば個人にはなかなか勧奨が難しいのかもしれませんが、介護施設等に入っていればかなりのあれで受けられるのではないかと思いますけれど、介護施設で何か勧奨しているとか、あるいは介護施設ではどのくらいの接種率であるとか、そういうようなことは分かっていますか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【柴 光治君】 施設のほうで予防接種の重要性というのは重々把握しているところですが、具体的に施設のほうでどのくらいの方が受けているかというのは私は把握しておりません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 一番その状況を把握しやすいのはこういった施設に入られている方ではないかと思うので、まずはこういうところから1人でも多く受けていただくように、これからの取組みをお願いしたいと思います。

今まではこうやって半分ぐらいなんですけれど、今まで随分長い間この接種助成制度を行われてきたんですけれど、傾向としてはだんだん周知、理解されて、だんだん接種率が上回ってきたというような状況はあるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【柴 光治君】 令和6年と令和7年を比較しますと、令和6年が23%、そちら7年度につきましては、先ほど町長の答弁にあったとおり、42.3%ということで増加傾向になっているということでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 大分理解はされてきているというふうに思います。それで、今町長の答弁で、追加接種とか、これから半分の方がまだ受けていないということなんですよ。これから追加接種もあるんですけれど、今まではワクチンがニューモバックスというもので、これは終生免疫ではなくて年数がたつとともにその効果が薄れていくものなんですよ。ですから、人は年齢とともに肺炎球菌の危険性は高まりますし、それに対してワクチンはどんどん効果が薄れていく、それでどうしても追加接種が必要になってきます。これを考えると、もし町でそうした追加接種を勧奨するとか、そういう考え方はないのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【柴 光治君】 追加接種につきましては、現段階では65歳における1回接種が適切であるということを国が示しているので、それを踏まえているという状況でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 今回の国の変更で、今までの接種者のことを何か国は全然考えていないんですよ。今まで受けた人、これはもうニューモバックスで受けていましたので、5年目以降どんどん効果

が薄れて、次を受けなければいけない。次は、今これから今回こうやって改正されたのは、製剤がプレベナーというものになって、終生免疫で1回受けたらもうあとは受けなくていいという製剤になります。ですから、今度、これからは追加接種、このプレベナーで受けて、もうそれ以降は大丈夫ということなんですけれど、1回打つのに約1万円かかるんですよね。もうほとんどこれからの今まで打った人というのは、もう受けてもいないような同然の状況になっていく中で、自己負担で1万円近くかかるものを受けなきゃいけないというのは、やはりこれ、町としてどうにか追加接種を助成しなければいけないのではないか。また、半分の人が受けていないわけですから、やはりこれもこれからの高齢者の健康維持ですとか、安全、安心なお暮らしを守るためには、町としても幾らかの補助をして接種を進めていかなければいけないかと思うんですけれど、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【柴 光治君】 検討ということでございますが、今年度4月から定期に使うワクチンが20価肺炎球菌ワクチンに変更されたところではあるんですが、既に薬事承認されている21価ワクチンが今後定期接種対象ワクチンとするか、既に国では検討に入っているところです。その検討の中で、今65歳以上の方も含めるかについて分科会において検討している状況もあるため、この結果を見極めていかなければならないと考えております。

なお、ワクチンの有効性は高齢になるほど低下するという知見もございます。費用対効果も含めた再検討が必要じゃないかというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 これからの65歳になって受ける方は、とにかく受けてもらえれば、一応は生涯安心ということなんですけど、今まで受けて、あるいは今まで受けていない人、これからどんどん肺炎の危険性が高まるわけですから、この方たちに対して何か措置をしなくてはいけないと思います。更には、今まだ新しいワクチンも更に出てきています。今回始まったワクチンの接種、プレベナーというんですけれど、これ小児肺炎球菌も今これを使っているんですね。今までの実績はありますけれど、2025年からキャップボックスという更に成人に特化したワクチンも今出されて広まっています。これが、プレベナーが1回1万円に対して約1万5,000円で、5,000円ほど高くなるんですけれど、こうしたものもより肺炎の予防に更につながっていきますので、こうしたものもやはり予算的にも町としては考えて、ぜひやっていただきたいなと思うんです。

それで、ということは、町としてはこれから今まで打っていない人も含めて、やはりこれはもう自己負担でなるべく打ってくださいという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【柴 光治君】 65歳では受けますので、最終的に予防接種をするかしないかは、コロナのときもそうでしたが、個人の判断によるというところが大きいというふうには考えておりますので、最終的には自己判断になるというふうには考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 個人の健康づくりが大切ということなんですね。分かりました。

それから、あと幾つかの再質問がありますので、ちょっと待ってくださいね。

RSウイルスワクチンですけど、これ、なかなかやっている、助成をしている自治体も少ないです。妊婦さんに対しては、本年4月から母子免疫ワクチンということで国が定期接種化されました。ただ、やはり妊婦さんだけではなくて高齢者の肺炎の起因菌でもあります。やはり、片っ方だけでは片手落ちですよ、両方やらないと、子どものほうから高齢者にうつる場合もありますし、孫育てしている高齢者から子どものほうにうつす可能性もありますし、双方やはり助成するべきではないかと思うんですね。このRSワクチンの母子免疫ワクチンも、国が定期接種化する前に、県内では足利市などで始まっていますし、また、それ以上に、高齢者と妊婦ともにやっているというところも実際に茨城県の銚田市などありますので、そうした先進事例をよく考えて、やはり町民に必要なものであれば国やほかの市町の動向というよりも、本町独自で取り組んでもいいかと思うんですけど、どうでしょうか、そのような考え方は。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【柴 光治君】 高齢者のRSウイルスワクチンにつきましては、全国的にも調べてみたんですが、数が少ない。このワクチンの接種については、かなり金額が高額になるということは把握しております。県内の状況、24市町のほうに聞き取りを行った結果、佐野市はやるという回答は頂いていないんですけど、次検討する場合には優先順位の検討の中にRSも入ってくる状況ということはありましたが、ほぼ23市町におきましては助成なし、検討する予定もないということもありますので、町として率先して予防接種を充実していくという考えはございません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 こうした肺炎球菌による肺炎ですけど、それを起こす以前に、やはりふだんからの生活の取り組みが必要かと思うんですね。特に誤嚥性肺炎、肺に誤って唾液とともに肺炎球菌が中に入っていくというような、そういうのですと、やはりふだんからお口をきれいにする口腔ケアというのが重要になってくるかと思うんですけども、こうしたものに対する啓発とか町の取り組みというのはありますか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【柴 光治君】 啓発という点では、先ほど町長の答弁の中にありましたように、広報紙であったりホームページ、SNSなどで周知を図っていききたいと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 こうした口腔ケアも大事ですし、あとはお口の体操というのも今やっていますよね。やはり物をかみ砕いて飲み込む力が弱くなってくると肺炎につながってきて、こういうものをやはり指導するのが、一番やっぱり今身近にあるのが社会福祉協議会で、高齢者のいろいろな訪問や何かしていますけれど、こういうところとの連携で肺炎予防というのがつながっていくんじゃないかと思うんですけど、そういうような取り組みというのはどうでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 健康福祉課長。

○健康福祉課長【柴 光治君】 議員のおっしゃるとおり、社会福祉協議会とも連携を図りながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 町の8次総合計画にも感染症対策の推進というものが入っていますし、ぜひこれからの高齢者の健康な生活、また高齢者に関わる方が介護離職やヤングケアラーといったことにつながらないように、ぜひ肺炎予防というものは非常に大切なものだということを認識して進めていっていただければと思います。

では、以上で一つ目の質問を終わります。

次の質問に移ります。今あちこちでオレンジ色の花を道端で咲かせているケシ科の植物ナガミヒナゲシというものがあります。この庁舎の近辺でもたくさん生えています。この庁舎入り口の上三川町庁舎というプレートのあるところの歩道にも今生えて、もうすっかり種をつけて枯れている状況になっていますけれど、これ宇都宮市ではもう注意喚起をしておりますし、できる範囲で駆除してくださいというふうに呼びかけています。隣接する本町ではどのような対応、対策を考えているのでしょうか。今日見ますともうすっかりきれいにされていましたが、富士山北公園などかなりの数の繁茂がありました。そういうことで、町の公園とか公共施設の繁茂状況って今まで把握されていたのでしょうか。また、この植物ってアルカロイド系の毒物が含まれていて、花を折ったりとか葉っぱをむしったりすると、人によってはかぶれることがあるんですね。ですから、やはりそういうかぶれやすい、免疫力の少ない子どもなど、公園に生えているとちょっと危険だと思うんですけど、やはり児童生徒にはやっぱりこうしたものの危険性ですとか、そういうものを啓発する必要があるのではないかと思います、その辺はどうでしょうか。以上、3点を質問いたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。ナガミヒナゲシにつきましては、強い繁殖力を持つ外来種であり、茎や葉を傷つけると出る乳液に肌の弱い方が触るとかぶれることがあることは認識しております。町内でも、道路や公共施設など各所に自生しており、今後ナガミヒナゲシを含めた外来種について、ホームページなどで町民に対し周知を図っていくことを検討しております。

次に、御質問の2点目についてお答えいたします。公園、公共施設等での繁茂状況につきましては、各施設の管理部署において把握しており、必要に応じて除草などの対応をしております。

なお、御質問の3点目につきましては、児童生徒への啓発に関する質問でございますので、教育長からお答えさせていただきます。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増渕 忍君】 御質問の3点目についてお答えをいたします。

ナガミヒナゲシの児童生徒への啓発につきましては、学校を通して既に周知を行っております。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 ありがとうございます。

学校等では既に周知をされているということなんですけれど、このナガミヒナゲシ、非常に生命力が強いというか、1回刈っても残った根からまた再生してくるんですね。子どもたちって、ただ単にこういうの咲いているから注意しなさいよというだけではなかなか理解が進まないと思うんですけど、かえってこれを逆に取って、学校の管理下で、きちんとした管理下で一回栽培をしてみて、一体どういうものなのかとか、あるいは学区内にどこにどういうふうに生えているのかという、そうした学習素材としてもかえって逆にいい環境教育、理科教育になるのではないかなと思うんですけど、どうでしょう、そういうような考え方ってないでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の質問にお答えいたします。

こちらのナガミヒナゲシにつきましては、毒性があるものということですので、あえて栽培というのはちょっと難しくなってくるかなと感じております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 栽培は無理ということなんですけれど、今急速に広まっていますので、それこそ総合的な学習とかいろんなものがありますけれど、どこに生えていた、それがまた翌年どうなっていたかとか、そういったものはできると思うので、ぜひそういうことも考えていただきたいなと思います。

それと、非常に私も今実際に自分の耕作地で困っているんですけど、畑に入ってしまうとなかなか取り切ることができない。このナガミヒナゲシというのは、一旦入りますと、ほかの植物の成長を阻害して、花壇なんかですと、何年かたつともうナガミヒナゲシだけになってしまうというような、そういうようなことがあるんです。ですから、これから農業にも大変な影響が出るかとは思いますが、何かそうした農業者への啓発というような、これからホームページ等で周知されるということはありませんか、農業者に対しては何かありますか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

特に、ナガミヒナゲシの対策について農業者のほうに周知しているところはございません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 これ、ちょっと私もいろいろと注意深く見ているんですけど、車のタイヤですとか靴に種がついて、それで飛散するということで、そうやって人が入りやすいところからどんどんどんどん増えていくんですね。だから、かえって耕作放棄地なんか人が入らなければあまり広がらないのかなとも思うんですけど、一旦生えてしまうと物すごい勢いで広まっていきますので、やはりこれから何かしら農業にも影響を与える可能性はありますので、ぜひ農業者にもこうしたものはちょっと抜くなり何なりの対策を考えていただきたいなというような周知はしていただきたいなと思います。

町の庁舎の周りにもいっぱい生えていますし、町なかにもいっぱい生えているんですけども、町で発信するホームページですとか印刷物ですとか、そういうものにこれが写り込んでいると、今全国の自治体でこのナガミヒナゲシへの注意喚起というものをされている中で、町の発信するものにそういうものが映り込んでしまったらどうなのかなと思うんです。そういうようなチェック体制というのはあるのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 企画課長。

○企画課長【佐藤史久君】 広報等、そこに写り込んでいるというようなところかと思うんですが、現在のところ、そこまでのチェックというのはしておりません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 今全国自治体でもいろいろと取組みをされているので、ぜひそういうことにも気をつけていただきたいと思います。

公園等では駆除されると思うんですけど、これ、なかなか駆除しづらいもので、除草剤というものは町の公園とか公共施設では実際に今使われているんですか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えします。

公園につきましては、薬剤散布で駆除している部分もありますので、散布については行っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 公園というところとやはりいろいろな人が使いますし、ペットも来ますし、そういうところで除草剤の散布というのは本当にいいのかなというのがありますし、また、恐らく委託業者ですとか、公共施設でしたら指定管理者の方がやっていらっしゃると思うんですけど、そういう方に、今回町のホームページにも農薬の適正使用というのが出ていますけれど、きちんとした除草剤の使用というものは指導されているんですか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えします。

このナガミヒナゲシに限らずですね、これまでも植栽等につきましては薬剤を散布したり、それに伴って刈り込みをしたりとかということを行っておりますので、環境に配慮した形での薬剤散布ということになります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 上村康幸君。

○5番【上村康幸君】 私ごとですけど、私の耕作地も公共施設に隣接しておりますので、そこでの除草剤による影響とかが結構ありますので、ぜひ特に農業に対してはそういうもので注意をしていただきたいと思います。これからナガミヒナゲシ、まだそれほど、国道沿いにはたくさん生えてますけれど、農村部ではそれほどまだ広がっていないようです。ぜひこれから対策を取って、町民の方にもぜひ周知をしていただいて、これから花いっぱい運動ですとか環境美化ですとか今やっておりますので、そういう

ところでどうするか、よく皆さんに考えていただいて、これ以上広がらないように対策を取っていただければと思います。

では、これで私からの一般質問を終わります。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後 1 時より再開いたします。

午前 1 1 時 5 2 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 5 番・上村康幸君の質問が終わりましたので、順序に従い、3 番・鶴見典明君の発言を許します。3 番、鶴見典明君。

(3 番 鶴見典明君 登壇)

○3 番【鶴見典明君】 それでは、通告順に基づきまして、私の一般質問に入らせていただきます。

直近の経済状況を見ますと、中東情勢の緊迫により原油供給が不足となっております。また、ごみ袋や洗剤など石油製品の日用品の価格の上昇、品薄などが高まっている状況にあります。政府の物価高騰対策や省エネ対策など家計負担に軽減するための動きはあるものの、我々消費者においてはまだまだ追いついていない状況が続いているかと思われます。そんな中、我が町においては大きな事件が発生し、被害に遭われた方にお見舞いを申し上げるとともに、早期解決と再発防止につなげていただけるよう切に願うところでございます。我々としましては、町のイメージをですね、変えていくためにも、後期からスタートしました第 8 次総合計画の中身をより充実したものにする、尚更、自信をもって、グッドライフ上三川として誇れるまちづくりにしていきたいというふうに考えているところでございます。

そういった状況を踏まえて、今回の一般質問をさせていただきます。

それでは、要点を絞りまして、1 点目の質問に入らせていただきます。各種公園について。本町の総合計画には、公園の整備充実について愛着の持てる公園となるよう維持管理に努めているとあるが、整備計画と進捗状況について伺う。2 番目としまして、総合的なスポーツ施設を備える富士山公園をはじめ本町の各種公園など、施設全般について町民がより快適に利用できる環境を目指すためにどのようなことに取り組んでいるのか、伺う。御答弁お願いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の 1 点目、2 点目につきましては、関連がございますので、一括してお答えいたします。

都市公園につきましては、町内に 38 公園整備しており、本年度新たに願成寺地区において 1 公園を整備する計画でございますが、このほかの整備予定は現在のところございません。また、各公園施設については、業務委託などにより定期的に点検や維持管理を実施し、必要に応じて更新工事を実施してお

ります。このほか、より公園を身近に感じていただけるよう日常的な除草や清掃等については地域の方々に公園愛護活動として実施していただいているところでございます。今後とも、愛着が持て、安全かつ快適に利用できる公園環境を維持するため、地域の方々の協力を得ながら計画的かつ適正な維持管理に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。愛着の持てる公園の維持管理というふうなことで、実際に維持管理のスケジュールなど、明確なものがあつたら教えていただけますでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えします。

まず、日常的な維持管理につきましては、年度当初にですね、公園の維持管理業務委託ということで年間の業務を発注しております。その中で、草刈りであるとか木の伐採であるとか、こういった公園施設に関する日常的な管理については対応しているところです。このほか、公園の例えば遊具であるとかにつきましては、公園施設の長寿命化計画を立てておりまして、その中で平常化を図りながら更新工事を実施しているところです。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 樹木の伐採というふうなお話もありましたけれども、私もこの質問ですね、提案の要望がありまして、公園に5回ほど足を運ばせていただきまして確認をさせていただいたんですけども、富士山公園に限ってはたくさん樹木もありますので致し方ないところかと思いますが、枯れている木とかも数本確認ができたんですね。そういった安全点検というか、日常点検に入るのか、ちょっと分からないんですけども、そういった点検などもその計画に盛り込まれているのでしょうか。教えてください。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 樹木の管理につきましては、年に1度ですね、高木の伐採であるとかということは実施しております。このほかですね、定期的な職員の直営のパトロールにはなるんですけども、この中で枯れているものについては確認するなど、あとは利用者の皆様からお声があったときには確認するといったような対応をしております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 その中で、では枯れ木とかというふうなものの御指摘はなかったんでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 今のところそのようなお声をいただいている実績はございません。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。年に1回の点検というふうなことですけども、やは

り、何でしょう、国土交通省のほうで定めております公園整備安全点検が義務づけられているというふうなことで、平成30年4月から遊具もしっかりですね、点検を、公園に関しては行うことというふうなことになっていますけれども、その点検の内容であつたり記録などにも、例えば今言った樹木の枯れているところとか、そういったものという該当はなかったでしょうか。教えてください。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 公園施設の長寿命化計画の中では、樹木につきましては公園施設というよりは修景施設という形の位置づけになっておりますので、ほかの遊具等については点検等をしていくことにはなるんですけども、樹木については個別に木ごとに点検するというようなことは特にしておりません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 じゃ、極端な話ちょっと言いますと、枯れた木が倒れるまでは放置しておくというふうな観点でいいんでしょうか。ちょっと私の質問の仕方があれなのかもしれないんですけども、どのタイミングで例えば枯れた木を伐採するなり処分するなりというふうなのを行う管理になっているんですか。教えてください。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えします。

上三川町では、特に樹木医が入って各個別に樹木を診断するというようなところまではしておりませんので、倒れる前に、当然そういう枝が落ちるであるとか、そういった兆候というのはある程度確認はできるかと思しますので、その中で確認していく、対応していくというような対応をとらせていただいております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 じゃ、更に聞きますけど、公園設備長寿命化計画というようなのが国土交通省のほうで出されている指針かと思えますけれども、その中を見ますと、健全度判定というふうなのを行うというふうなことを書かれているんですけども、公園の健全化に対する調査などを行う予定というか、そういう何でしょう、ルールになっているかと思われますけれども、そちらのほうは実施されておられますでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えします。

公園施設の長寿命化計画につきましては、昨年度ですね、10年ごとに施設の点検結果をどういうタイミングで更新を行っていくかというようなことで計画を立てまして、10年間のうちその中間年である5年に再点検を実施しまして、5年刻みで点検のほうは実施して、10年単位でその計画を立てていくというようなことを実施しております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】　その中で、では何というんでしょう、御指摘というか不具合が出ている箇所などは検出されなかったんでしょうか。お尋ねします。

○議長【稲川　洋君】　都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】　ただ今の質問についてお答えします。

昨年度の調査結果についてはちょっと把握していないところなんですけれども、その前の点検結果でございますと、点検をＡＢＣＤの４段階に分けて、Ｄが一番悪いもの、これについては町内では遊具１施設が残されているのみ、それ以外についてはＣ判定という、Ｃとそれ以下、Ｂ、Ａという形で特に更新する必要がないよというような判断になっておりますので、Ｄについては１カ所ということで調査結果は出ております。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】　じゃ、その調査の行う業者は町の職員なんですか。それとも、専門の例えば樹木だったら樹木の管理をできる業者をお願いする、例えば遊具であつたら遊具の専門的な方をお願いするというふうなのが国土交通省で定めている管理方法らしいんですけれども、その辺は上三川町としてどのように対応されているんですか。教えてください。

○議長【稲川　洋君】　都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】　ただ今の御質問についてお答えします。

樹木については、特に点検しておりませんので、公園の施設関係ですね、遊具等を含めた公園施設について点検できる業者ということで委託のほうを掛けておりまして、それに対応できる業者を選定しているところです。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】　その業者からの指摘を受けたのは１点だけというようなことでよろしかったですかね。それ以外の樹木に関してはないというふうなことで、逆に言うと樹木はやらなかったということですか。ちょっと教えてください。

○議長【稲川　洋君】　都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】　樹木についてはですね、その調査の中では特に実施しておりません。先ほども申しましたが、毎年維持管理業務の中で維持管理を行っておりますので、その中で、業者、維持管理請け負った業者さんが樹木については、高木の伐採とか剪定する際にある程度確認しているというふうなところになります。

以上です。

○議長【稲川　洋君】　鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】　長寿命化計画の中の健全度測定の中にですね、５年に１回の点検を行うというふうになっているんですけれども、一般的な施設と土木構造物、あと建築物というふうなことで、大きく分けると三つ、それ以外に毎年行う遊具の点検等々ですね、あと日常点検などを行うというふうになっているんですけれども、その辺の記録としては、じゃ土木等に入るのではないかなと思われるんです

けども、木の管理とか、建築物には入らないんですかね、土木構造物とかに該当するのかなと思ったりするんですけども、それは該当しないということなんですかね。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えします。

樹木につきましては、公園施設の修景の部分ということで当たっておりますので、土木の施設というよりは修景施設ということになりますので、そういう判断になります。特に、園路の際とか、そういう人に近い部分については、特にそういう維持管理の中で点検をしてもらって安全を確保していくとか、そういうようなことは実際のところ対応しているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 それでは、更にちょっと聞きたいんですけども、樹木を伐採しているところがあるんですけども、切り株が結構、何でしょうね、残ったままであったりとかしてファイルが置かれていたりするところが見受けられたんですけども、その辺の計画というか、例えば根を掘り起こすのかどうするのかとか、その辺の計画などはありますか。教えてください。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の御質問についてお答えします。

樹木の伐採につきましては、チェーンソーとかです、伐採していくことにはなるんですけども、その後の根の伐根につきましては、バックホー等で根を掘り起こすような形になってきますので、ほかの土木構造物にも影響が出てくるようなことも考えられますので、特に危険がないと判断されれば存置という形も取っているケースもございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 では、じゃ危険か危険じゃないか、先ほどの枯れ木にしてもそうなんですけど、私が見た限り、ちょっと全体的に枯れているので、風が吹いたりすると危険かなと思ったりするんですけども、その辺の判断基準というのは明確になっているんですか。教えてください。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えします。

枯れているというところの判断につきましては、当然葉っぱが出てこないとか、そういうものであれば伐採の対象になるでしょうし、どういう状態なのかというのはケース・バイ・ケースにはなるかと思っておりますので、それは全体というか、一体となって枯れているのであれば対応する必要はあるかと思っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 実際に見てもらっての判断のほうがいいのかなと思うんですけど、私が見た限りではそういった木々が数本ありましたので、確認していただければなというふうに思います。

それと、破損のところでいいますと、バックネットも公園の中に、グラウンドのところにあるかと思

うんですけれども、バックネットが破けていたり、あるいはベンチが壊れていて使用不可の表示がされていたりとかというふうなものもあったんですけれども、その辺というのは点検の項目の中に該当されていなかったんですかね。教えてください。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えします。

長寿命化計画の中には、そういうバックネットであるとかベンチであるとかというのは点検の対象になっておりますので、点検しております。特に、ネット等とベンチ等につきましては順次対応していくということで、各スポーツ、野球の団体等からお話がございますので、対応していくということで進めているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 すみません、点検の中では指摘は受けていたということでよろしいですか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えします。

公園長寿命化計画の施設の対象にはなるんですけれども、その点検結果については申し訳ないんですけれども、把握はしておりません。ただ、10年前の結果、昨年度実施した部分についてはちょっと把握はしていないんですけれども、この間に特にネットであるとかというのは経年劣化等もあるかと思いますので、その当時よくても今駄目という話も当然出てくるかと思うんです。そういうものについては順次、その場その場で現場の、施設のほう確認して、必要に応じて対応していくというような措置をとっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 私、見る限りだと、破けていて針金が出て、そこがまたさびたりしているので、昨日、今日というふうな状態じゃないのかなと思ったりもするんですね。ベンチも大分前から壊れているような感じでした。その辺の、例えば壊れていますよというのが報告があった場合はどのように対応されるんですか。教えてください。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の御質問についてお答えします。

そのような報告があった場合につきましては、現地のほうを確認して、まずは安全の確保等、クローズにするなり使用禁止にするなりをして安全性を確保した中で、その後どう対応していくかについては、その施設の予算規模等、修繕に対する規模等もございますので、そちらを見定めながら実施時期については検討していくということになります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 今予算というお話がありましたけれども、予算は、じゃ、なければ、ごめんなさい、予算が取れていなければ壊れたところは直さない、危険箇所であったとしても先送りせざるを得

ないというふうな状況ですか。教えてください。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えします。

例えば、ベンチであるとか、即対応すべきものなのかどうかと、緊急性ですね、緊急性についてよく判断して、当然早期に復旧したほうが利用者の方にとっては便利であろうということは重々承知の上なんですけども、その中で、実施につきましてはその都度考えていくというようなことになります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 バックネットだけではないですけども、あそこの照明もあると思うんですけども、照明が使えないというふうなことを聞いておりまして、あの照明は直すというか修理する予定はあるんですか。教えてください。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 富士山公園の夜間照明につきましては、こちら体育施設ということで生涯学習課の所管になりますので、私のほうでお答えさせていただきます。

照明につきましては、こちら、地下埋設ケーブルのほうが経年劣化で破損しているという状況を受けてまして、現在のところ使用はできないという形になっておりまして、修繕の計画はないという形になります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 計画がないというふうなのは、ごめんなさい、なぜ計画がないのか、教えてもらえますか。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の質問にお答えします。

こちら、電気工作物の点検の結果、先ほど言いましたように経年劣化が認められるというような状況になりまして、当然ながらその修繕の可能性とかも我々のほうでは探ってまいりました。ただ、ここ数年ですね、議員も御存じのとおり、競技スポーツの多様化によりましてナイター照明の利用者数というのが大幅に減少しているという状況がございます。ちょっと手持ちの資料になりますが、平成22年に42日間の利用で、利用者数が1,165人あったのが、令和元年にはですね、2日間の利用で利用者数が30人というところまで減少している状況を踏まえて、こちら修繕には今後の状況とかも踏まえて判断をするということで、今のところ修繕を行っていないというのが現状でございます。

以上になります。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 分かりました。熱中症対策で体育館などにはエアコン等を設置してクールダウンを図るというふうなことで取り組んでおられるかと思いますが、野外スポーツにおかれましては、なかなかそういったこともできないので、学童野球あるいは高校野球もしかりなんですけど、時間をずらして二部制で行ったり夕方大会を行う等々が増えてきているのは近年の傾向なんですね。その辺も踏ま

えて上三川町としてはどう考えるのかなと思うところなんですけれども、今後もそういった考えに基づいてナイター設備等を活用する計画というか方向性はないのでしょうか。教えてください。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の質問にお答えします。

確かに議員おっしゃるとおり、ナイター施設の有効活用というのは熱中症対策ですね、ここ数年の高温に対処する有効な手だての一つだとは考えます。ただ、我々、今ちょっとやっている、これ熱中症対策の一環でやっているところで一つちょっと事例ございまして、それはテニスコートでございます。テニスコートは夜間照明あるんですが、実は利用者がかなり増えているという状況を踏まえて、実は早朝の利用ですね、それを今始めているところでございます。実際、夜間といっても日中の暑さというのがなかなか引かないというふうなところでございまして、都市公園につきましても、都市公園条例で有料施設の開場時間につきましては日の出から日没までと条例上、これ都市公園条例の第3条のほうで定められているところもございますので、我々としてはちょっと早朝の利用というのも利用者のほうには呼びかけていって、熱中症対策の一つとして進めていくことも今後検討できればと、テニスコートと同様に検討できればと考えているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。私も、テニスコートは大勢の方でにぎわっていたのを確認しまして、テニスコートは有効活用されているんだなというふうなのを感じたところなんですけれども、ちょっと卵が先か鶏が先かかもしれませんけれども、ナイター設備が使えないから、何でしょう、利用数が少ないという可能性もないですか。ちょっとそういう話を私は聞いているんですけども、ナイター設備が故障しているので使えないんですよというような話だったんですね。だから、使えないから少なくなっているというふうな傾向にあるのかなと思うんですけども、もう一度ちょっとお願いします。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 ただ今の御質問にお答えします。

こちらにつきましてはですね、利用状況のこの数字を見ると、先ほど平成22年に40日あったものが徐々に減っていったということで、このナイター設備が利用している状況下においても、それが平成26年には42件から10件に減り、そして平成28年には4件、そして最後、令和元年には2件まで減っておりまして、完全に利用停止する前年の令和3年には年間1件のみの利用であったということと考えますと、その施設がないから利用がないというよりは、やはり競技種目の多様化によって利用者数が徐々に減っているということをこの数字は表しているのではないかと考えるところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 分かりました。ただ、野球とかサッカーだけではなくて、ほかのスポーツ、ほかの陸上競技等でも使えると思うんですね。そういった意味でも、せっかくの富士山公園、立派なグラウンドがありますので、使わない手はないのかなと思っているところなんです、今後のビジョンとい

うか今後の動向を考えますと。そういった意味で、例えばですけども、LED化にするというふうな考え方もあるかと思うんですね。省エネ対策にもなりますし、ランニングコストも少なく済むというふうなことも考えれば、ほか市町でもそういったことを取り組んでいる自治体もおられるようなので、その辺の例えば修理した場合、若しくは更新した場合、どれぐらいの費用と予算がかかるかなどの試算はしたことありますか。あったら教えてください。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 具体的な試算の数字というのはちょっと持ち合わせていないんですが、これ、過去にもですね、この施設自体、昭和57年に建設ということで、過去1回だけ平成11年から13年にかけて、3カ年にかけて大規模修繕というのをやった数字がありまして、そちら持ち合わせているんですが、こちら3カ年で6,075万4,000円の費用を要したというような形になりますので、恐らく、これは私、これは断言できるわけではないんですが、それ同様の費用というのがかかってくるというようなことは想定できるものと思います。現在の富士山の照明につきましては、御存じのとおり軟式野球を対象としているという形でございまして、例えばサッカーとかほかの競技であれば、高さとかってそれほど必要ないということで、もう少し安価な照明設備でも対応できるというようなことも聞き及んでおります。今後、市民のスポーツの振興のためにどのような設備、ナイター設備を設置するならどのようなものがあるかというのはですね、今後広く検討とかを進めていければと考えて、検討していく一つの材料になるのかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 一つ提案なんですけども、ほかの自治体では、何でしょう、助成金というか、スポーツくじだったり宝くじの補助金等を活用して、グラウンドの照明をLED化したというふうな事例もあります。さいたま市や松田町等ではLED化のグラウンドで、費用としては1,600万円ほどでできたというふうなことなんですけども、その辺を町として取りに行くというか、何でしょう、やはり補助金を受けるように仕向けるというか、そういうふうなことも行って、可能性があればそういう補助金を使って前向きな検討を進めるというのも一つあるのかなというふうなちょっと私の考えなんですけれども、そういった補助金を取りに行くというふうなことは考えていただけないでしょうか。お尋ねします。

○議長【稲川 洋君】 生涯学習課長。

○生涯学習課長【深谷 昇君】 スポーツ施設の、こちらの更新とか修繕を行うに当たっては、宝くじ、t o t oの助成金があるということも存じ上げております。ただ、今のこの夜間照明につきましては修繕の計画とかもございませんので、仮定になってしまうので、明快な明確な答えはちょっと私のほうから申し上げることはできません。

以上になります。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 分かりました。今後また質問だったり、あるいは決算委員会等でその辺を確認していきたいなというふうに思っております。

またちょっと別な施設なんですけども、ビオトープが公園の中にあるんですけれども、あれが大分老朽化してしまっていて、水も出ていなかったり、池の水が濁っていたり、ちょっと何か景観的にですね、富士山公園らしくないのかなと私、思ったりするんですけれども、あそこのビオトープの維持管理はどのようにされていらっしゃるんですか。教えてください。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えいたします。

富士山公園の池につきましては、年に2回、清掃のほうは入っております。維持管理の中で清掃が入っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 現在壊れているのか、水が止まっていたりして、何でしょう、ビオトープの使い方になっていないのかなと思うんですけれども、その辺はどのようにお考えですか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 富士山公園の池につきましては、ビオトープですと自然観察とか、ビオトープという名前ですとそういう話にはなるかと思うんですけれども、富士山公園につきましては通常の池ということで管理しております。こちらにつきましては、本年度に入ってからポンプの不具合があったと認識しておりまして、その修繕についてはどうあるべきかというのはちょっと検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ということは、壊れているというふうなことでよろしいですか。壊れているのであれば、いつまで例えば修理期間がかかるとか、何かそういった表示だったり、何でしょう、周知すべきなのかなと思うんですけれども、その辺っていかがですか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えします。

公園の維持管理業務の中で点検については行っておりまして、不具合の程度を確認して、どの程度の修繕が必要なのかということ踏まえてからではないといつまでということとはなかなか申し上げにくいので、その時点での判断になるかと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 じゃ、すみません、いつから壊れているんですかね。それを教えてもらえますか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えします。

詳細な日というのはそこまで把握はしておりません。本年度に入ってからというのは認識としてあります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 今年度に入ってからということで、まだ把握できていないということですが、やはりそういったものってスピード感を持ってやるべきなのかなと思うんですけれども、いつ頃分かりますかね、何カ月とか半年とかかかっちゃうんですかね、ちょっと私も詳しくないんですけれども、およそ見通しだったり何かその辺って分かるんじゃないかなと思うんですけれども、それすらも分からない状態ですか。教えてください。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えします。

先ほども申しましたが、不具合の程度を、こちらを把握してからではないと、こういった補修になるのかというのは判断がつかないところになりますので、そちらを確認した段階での工期というか、どこまで終わっているかというのはその時点での判断になるかと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 実際に、何でしょう、富士山公園、せっかくの水、池のある公園なので、ちょっと池の魚も見えないような状態の池になっているのってすごく残念なのかなと思うところなんです。やはり都市公園を魅力ある公園にしていきたいというふうなことでおっしゃっているじゃないですか。ちょっとかけ離れちゃっているのかなと思うので、早急に直すところは直す、ちょっとめり張りを持ってやっていくべきなのかなというふうに思いますので、引き続きその辺をお願いしたいなというふうに思います。

それと、遊具の件なんですけれども、ジャングルジムがあそこにありまして、ジャングルジムって昔からある遊具だと思うんですけれども、相当年数も何かたっていて、さびていらっしまったんですけれども、御指摘がなかったというようなことなんですけど、遊具の例えば耐用年数とかそれぞれあると思うんですけど、町として何年の耐用年数でどういう管理をしているかというようなのは把握されておられますか。教えてください。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えします。

大変申し訳ないんですけれども、ジャングルジム自体の耐用年数については把握してはおりません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ジャングルジムの上には木がちょっと覆いかぶさっていたりして、ジャングルジムに届きそうぐらいの木も何かあったりしているんですね。国で定めている遊具までの距離が1.8メートルですかね、何かそういうふうな基準もあるみたいなんですけども、その辺もやはり木が覆いかぶさっているようなのではちょっと危険なのかなと思ったりもしますので、やはり日常点検なりなんなりをしっかりと行うことで、遊具の活用などもより安全に使えるのかなと思います。遊具の周りというか、安全基準では、セーフティーバイオクッション等を置いて、飛び降りたときにけがをしない

ようにというのが、何でしょう、ブランコもしかり、飛び降りる可能性があるものに関してはそういうものを敷いて安全配慮しなさいよというのが遊具の取扱いの基準になっているみたいなんですけれども、富士山公園のところを見ますと、そういった配慮がされていなかったりするんですけど、そこは今後そういう配慮を行っていく予定なんですか。教えてください。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えします。

クッション材であるとかにつきましては、例えばブランコなりを改築して新たに更新、丸ごと入れ替えるとか、そういったことになった場合に今後検討していきたいなど。そのための配慮というのは特にしていく予定はございません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 じゃ、古い遊具に関しては、ごめんなさい、そういった配慮は、配慮というか維持管理として安全を満たすような安全配慮の設備は設置しないというふうな考え方でよろしいですか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えします。

先ほどの繰り返しになってしまうんですけども、そのためのというよりは、新たに入れ替えるというときのタイミングで行うことが、通常そのような形でやっているケースが多いものですので、そのような対応をしていく予定でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ただ、飛び降りてけがをしたとか、ジャングルジムから落ちたりしてというふうな事故が増えているそうなので、高さ1.5メートル以上の遊具に関しては、やはりそういった配慮が必要なのかなと思いますので、上三川町としてもその辺の安全配慮もしていくべきかなと私的には思っております。新しいものに関しては配慮されているというようなことだったんですけども、富士山公園のブランコに関してもマットは引かれていなかったんですね。ブランコに関しては、新しい、2022年と書かれていましたかね、何か。新しいほうなのかなと思っているんですけども、その年代のものであってもそういう安全配慮的なものはされていないというようなことでよろしいですか。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えします。

ブランコ等ですね、その着地地点に恐らくゴムマットであるとか敷いているところもあるかと思うんですけども、今回、22年に設置したものについては、下の部分についてまでは補修というかはしておりません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 やはり、そういうマット等を引いていけば、何でしょうね、下の土の面というんですかね、そこもえぐれないで済むのかなと思ったりもするので、ぜひその点検のときにしっかり見

ていただいて、その辺も実施していただければなと思っております。

ブランコに関しては、対象年齢が6歳から12歳までというふうに何かなってしまっていて、何でしょう、えぐれちゃっているんで、ブランコの座る高さまで距離が何か出ちゃっているんですね。なので、6歳の子でどうなのかなというような部分もあったりもするので、やはりその対象年齢に合った高さが保てなくなる可能性もあるので、そういった配慮もぜひですね、行っていただければなというふうに思っているところです。

例えば、私がちょっと言いたいのは、そういう町の遊具でけがをした場合、そういった場合って、町のほうとしてはどのような対応をすることになっておりますか。教えてください。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えします。

公園の遊具での事故につきましては、私ども管理者なんですけども、その管理者の瑕疵によるものという判断になれば町側での補償等も考えられるかと思うんですけども、一般の通常利用の中でのけがであれば、そこまでの利用者からのそのようなけがをしましたとかという報告も特にございませんので、各個人での対応になるかと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 遊具でけがをして損害賠償を請求されたというふうな事例もありますので、町としてはやはり安全配慮を怠ったかというふうなことになるかと、そういった事例に該当してしまうのかなというふうに思うところと、やはりその遊具に関しても点検をする業者に安全なのか安全じゃないのかの判断をしていただいて、なおかつ保険というのをかけることも可能なんですけども、町としては遊具に対する保険をかけるというふうなことを行っていच्छやいますか。教えてください。

○議長【稲川 洋君】 都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えします。

先ほども申したところなんですけども、当然遊具の中で不具合等、瑕疵、こちらに瑕疵がある場合はこちらで保険等の対応は必要になるかと思うんですけども、それ以外の中で、一般利用の中での保険の適用というのは各個人に委ねることになるかと思いますので、町として保険をかけるかというのは考えておりません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 今後、そういった事例というか、その事故が起きないというふうなのが確信というか100%じゃないというふうなことであれば、そういった保険をかけるというのも、何でしょうね、守る意味でも必要なのかなというふうに思ったりしているところです。保険をかけることによって損害を少なくできることもあります。もちろん、危険な遊具はもちろん整備するというのが第1前提ですが、そういう保険もありますので、ぜひ検討していただけるとありがたいかなと思っています。今後の検討課題としてあるかないか、教えていただけますか。

○議長【稲川 洋君】 鶴見議員にお尋ねしますが、今の質問は、公園の利用者全体に対しての保険

を町でかけろということですか。遊具の利用者全員に対して保険を町でかけろということなんです、全員に対して。遊具の利用者全員に対して保険を町でかけなさいという意味合いの質問ですよね、今は。きちんと質問してください、立って。

○3番【鶴見典明君】 遊具に対しての保険サービスがあるようなんですけれども、そちらをかけるお考えはあるかどうか、教えてください。

○議長【稲川 洋君】 総務課長。

○総務課長【星野和弘君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

ちょっとですね、細かいところまでは現時点では私も説明することができないんですが、公園等についてもですね、町全体が入っている保険の中で補償はされていると。ただ、その中で、こういった形で、何というんですかね、通常の使い方だけがをすれば当然これは町に瑕疵があるんだと。でも、いろんな使い方をする方がいますので、そういったところもきちんと見ながら対応してまいりたいと思っておりますが、一応入っているんで、通常に使ってけがをなされた場合には出る可能性はあるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。そういった保険が適用されるというんであれば安心して利用できるのかなと思いますので、よろしく願いをしたいと思っております。

それと、最後になりますけど、まちづくりアンケート調査を実施されたというふうなことで第8次総合計画の中に書かれておりまして、その中で、今回のと関連するところで、愛着度、暮らしの実感度というところがアンケートの中にありまして、近隣市との交流や施設利用が活発に行われているというふうなところで13.3%でちょっと低い数字だったんですけれども、やはり今後、ここを上げていくには、やっぱり公園設備であったりそういったところを使いやすくしていくというのが本来の上三川の町であるのかなと思うんですけれども、この点に関して御意見いただけますでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 鶴見議員に申し上げますが、御意見じゃなくて答弁でいいんですよね。

都市建設課長。

○都市建設課長【鈴木伸司君】 ただ今の質問についてお答えをします。

愛着のある公園ということになりますので、現在の上三川町の38公園につきましては、現状の施設が安全に利用できるように、魅力あるものになるように、きちんと更新工事をするなり維持管理をするなりして、今の状態を長く保つということがまずは目指すべきところかというふうに考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 鶴見典明君。

○3番【鶴見典明君】 ありがとうございます。いずれにしても、複雑多様化する時代でございますので、スピード感を持って安心、安全なまちづくりにぜひとも取り組んでいただければなというふうに思っております。

以上で私の質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時16分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 3番・鶴見典明君の質問が終わりましたので、順序に従い、7番・志鳥勝則君の発言を許します。7番、志鳥勝則君。

(7番 志鳥勝則君 登壇)

○7番【志鳥勝則君】 今回、私の質問は3点に及びます。まず、1点目は道の駅整備について、2点目は日産自動車新車購入助成金交付事業について、3点目は物価高騰対策の補助事業についてを質問いたします。

まず、1点目の道の駅整備について、(1) (仮称)道の駅かみのかわ基本構想について伺うということで、現在上三川町のホームページにおいては(仮称)道の駅かみのかわが国と共同で整備することが決定しましたと載っております。これまで町は国と共同で道の駅を整備することについて国へ要望活動を行ってきました。このたび、国において(仮称)道の駅かみのかわ整備事業が新規事業化となり、町と国が共同で整備することが正式決定しましたとホームページに掲載されています。この道の駅について、現在町が道の駅基本構想についてどう考えているのか、お伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

(仮称)道の駅かみのかわ基本構想につきましては、全55ページ、12項目の内容で構成しており、その主な内容として、計画地や整備コンセプト及び導入機能について掲げたところであります。計画地につきましては、町北部に位置する磯岡・石田地内及び宇都宮市の一部を含めまして、面積約6.9ヘクタールとしております。整備コンセプトにつきましては、全ての人が笑顔になれる場所、ORIGAMIステーションかみのかわを掲げ、コンセプト実現への目標として三つの基本方針を定めており、その基本方針から導き出される必要な機能として、休憩機能、情報発信機能、物販機能、飲食機能など、全11の機能導入を定めたところであります。なお、基本構想策定に当たっては、町議会や農商業を中心とした関係団体の代表者で構成された策定懇談会、庁舎全部署で構成した策定委員会など各方面からの御意見をいただきながら検討を進め、令和6年10月に策定したところであります。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 今町長が説明したように、私も整備構想の中の懇談会には参加して、半ば理解しているものと思います。ただ、今回の私の三つの質問については、私の説明だけじゃなくて、あえて公式な場で志鳥議員の一般質問の中に取り入れてやってくれと、傍聴に行ければ傍聴に行くし、傍聴に行けなければ後で議事録で確認させてもらおうというふうな一般町民の御意見でありましたので、あえて

質問させていただきます。

町のホームページに掲載されている道の駅に期待される整備効果ということで載っておりますが、現在町が抱える課題に対して道の駅を整備することにより以下の効果が見込めることが認められることから、将来のまちづくりのための非常に重要な事業であると位置づけていますということで掲載されております。そこで質問に入りますが、人口減少、少子化、高齢化対策、地域経済の活性化、観光交流機能の強化、立地優位性の活用というふうな四つの項目が載っておりますが、まず第1点目、人口減少、少子高齢化、道の駅の来訪をきっかけに上三川町の魅力を感じてもらうことで町への定住促進につながることを期待できますというふうになっておりますが、これらは具体的にどういうふうなものなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問についてお答えさせていただきます。

基本的には、議員のほうから今御提示いただきましたように、道の駅という施設自体がこの町のPRとして大きな意味をなす施設というふうに考えておりますので、この道の駅に立ち寄っていただきまして、そこで本町のよさを理解いただき、更には状況によりましては定住の地として本町を選んでいただけるということもあろうかと思えます。

以上となります。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 私に寄せられた一般町民の意見から申しますと、道の駅の立地条件が上三川町の最北部に位置し、町へのアクセス、町の中心市街地に来訪する町民がいない。そうしたことでなぜ町の魅力を感じてもらうことで町への定住人口促進につながるのかということなんですけども、この辺のところを考え方を詳しくお聞かせ願います。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問についてお答えさせていただきます。

今回のエリアの選定に当たりましては、それ以前の上三川産業振興土地利用構想、こちらを基に適地の検討のほうを行ってございます。その中で、原則的には新4号国道の沿線というような形で候補地を何点か定めた中で、より集客力のある項目ですとかそういったいろいろな観点の中から今回につきましては当該地を選択させていただきました。集客力というのは一つの大きな魅力となってございまして、やはり道の駅に立ち寄っていただくというのは非常に大切な、本町を知っていただく上では大切な要素となるものと考えておりますので、確かに議員おっしゃるように、エリアとしましては本町でいきますとかなり北部に当たるかとは思いますが、そこを本町の情報の発信地というような形で定めながら、道の駅で本町の魅力を発信していきたいと思えます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 それは分かるんですけども、どうやって上三川町の魅力を感じてもらって、どうやって町への定住促進につなげるのかと、その辺のところを具体的にお聞かせ願えますか。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 具体的にというようなお話を頂戴いたしましたが、なかなか定住につながる具体的な案というのは難しいのかなと思っております。まずはやはり本町を知っていただく、こちらが大切なのかなと思いますので、そのためにはやはり道の駅への集客というようなことは非常に大きな要素になってくようかと思しますので、そういった面を鑑みるところもございまして、当該エリアとなっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 道の駅ですね、上三川町の魅力、そして、その魅力を感じてもらって、上三川町への定住人口、上三川町に住んでもらうというふうなことをということだと思んですけども、それをどうやってやっていくのかと、どうやって魅力を感じてもらい、道の駅でどうやって魅力を感じてもらいのかと、その辺のところを構想というのをお聞かせ願いたいと思んですよ。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 魅力というのはいろいろな要素があろうかと思えます。例えばですが、町内で生産いただきました農産物、こういったものの農産物の直売というような形で、より新鮮な野菜などを道の駅に陳列いただきましてそれを購入いただいて食していただく。それで、本町の農産物のよさなどを理解していただくというのも魅力という意味ではかなり大きな部分はあろうかと思えます。そういったことの積み重ねが本町の魅力の発信ということにつながりまして、ひいては定住人口ということにもつながってくようかと思えます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 私が言いたいのは、私に言った町民が私に言うことには、道の駅に来てもらった客を道の駅で上三川町というものを資料、何かでPRして、上三川町の中心市街地にいかに立ち寄ってもらう、こういったものを考えたらいんじゃないかと。いきいきプラザ、ORIGAMIプラザ、そして生沼家住宅、ここをインターロッキングで舗装しました。そして、そこから城址公園につながるため、城址公園の入り口までインターロッキングで舗装し、その東側はカラー舗装でやりました。ここへ道の駅に来た人らが、それじゃ上三川町、ちょっと中心市街地に寄ってみようかというふうな考えを起こすような、そして上三川町の中央通り、中央通りを下町のほうから真北のほうに見ると、真っすぐ一直線で普門寺の山門にぶつかるような背景になっています。配置になっています。普門寺のところの信号機を通り抜けると、今度はまた白鷺神社の鳥居に向かって真っすぐに道路が走っています。私はこの間も通ったんですけども、こういった中心市街地の道路、普門寺があって、その向こうに、また白鷺神社に鳥居が向かって走っている道路、こういった町並みの景観というのはほかの市町村じゃなかなか見られない、これらをPRすることも町の中へ人を呼び込むための一つの方法だと思います。その辺のところも道の駅で情報発信をして町のほうに寄ってもらうような、せっかくのカラー舗装、せっかくのインターロッキング、せっかくのORIGAMIプラザ、せっかくのいきいきプラザ、そして、そこに今度は何か10メートルもあるような大きな鶴が設置されるような計画で今資金集めをしていますけども、そういった発想というものは考えられないですか。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問についてお答えさせていただきます。

道の駅の施設、ほかの施設などもまた何度かお邪魔させていただいておるんですが、やはり各施設などには観光案内的な意味合いも道の駅の中にはあるかと思います。その場所では、ただ今議員のほうから御提案いただきましたような内容のものも、そういった役割も担っている部分は十分あるかと思いますが、ただ今何点か例を挙げていただきましたようなものにつきましては、今後の道の駅の整備に関しましては参考とさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 そういったものも人を導くための一つの大きな要因になるかと思います。中央通りに面した普門寺、それと白鷺神社、こういった神社仏閣が配置されているような整備された道路というのはなかなか見られません。この辺のところも一つの道の駅のPRということで、町の施設を案内しながら、帰り際に、行き際に立ち寄ってもらうというふうな一つの提案をしたいと思います。これは一般町民からの意見ですから、私も感動して、そうですよねというふうな話をしてきました。

それと、2点目、地域経済の活性化。町内の魅力ある農産物や特産品を販売することで、地域経済の活性化が期待できます、新たな雇用の創出が期待できますということですが、これらの表現の内容について御説明願います。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問についてお答えさせていただきます。

1点目の農作物の件に関しましては、先ほどもちょっと触れさせていただいたところと重なるかとは思いますが、道の駅のほうでですね、町内産の生産いただきました農産物、こちらのほうを販売というような形を取りまして農業を営む方についての所得の一助というような形で道の駅という場を御利用いただければありがたいかなと思っております。あわせて、雇用の創出という意味では、当然道の駅、こちら運営するには一定数の従業員というのが必要となってこようかと思いますが、そういった意味での雇用の創出というのは十分考えられるかと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 町内の魅力ある農産物や特産品を販売することでということですが、町内の農産物、特産品というものはどのようなものを考えているのか、お伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今の御質問についてお答えさせていただきます。

町内での農産物、特産物ということで具体的にとありますが、各道の駅などに行きますと、いろいろな野菜がかなり出ているところもあるかと思います。その農産物につきましては、各地域によって強みなどがあろうかと思いますが、本町の強みとなっているような野菜に関しては当然手厚く陳列のほうがされてこようかなと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 私に心配して言った人も農家の人なんですけども、魅力ある農産物、地場の地元の新鮮な取れたて野菜ということも一つの魅力かと思うんですけども、上三川町で大量に生産されているアスパラやイチゴ、トマト、キュウリということでもありますけども、これはごく季節的なもので、3カ月ぐらいで、4カ月ぐらいですぐ収穫が終わっちゃうものです。私が大事なものは、いつ来ても常時そこに大根やニンジンやインゲンやカボチャや、そういったものが年中並んでいるような状況下にしないと、そこへ、あそこの道の駅はいつ行っても何もないよなというふうな状況になっちゃうと思います。これらを農家に協力をもらうのには、今からでも協力体制を農家にこういったものが上三川町には将来できるんだよ、そのとき何とか出荷してくれないかと、幾らか小遣いも稼げるだろうというふうな農家へのPR、こういったものは今からでも早過ぎるわけではないんで、そういった道の駅ができれば、こういったものも農産物も出荷してもらえないかというふうな農家への働きかけというのは何かの形でやっているのかどうか、お伺いします。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

農家への協力の呼びかけということでございますが、農政課としましては、令和6年度、おとしです、地域計画策定のための地域座談会というのを開催いたしました。その中で、今回の道の駅というものがやはり皆さん話題に挙がってきてまして、当然期待しているというお話もあります。ですから、道の駅ができることで、道の駅で自分の野菜を販売してみたいとか、また、ある地区では、例えば今お米ではなく小麦とか作って地元のうどんなどを提供するみたいなこと、いろんなそういった意見が出てきております。先ほど議員がおっしゃったとおり、農家には2種類いるかと思えます。JAに出荷して少ない品目、多い人で2、3品目、4品目ぐらいですかね、そういったものを大量にJAに出す方もいますし、あとは少量多品目ですか、そういったものを生産して直売所なんかで売っている方もいらっしゃいます。今後、道の駅のような直売場が充実されることによってですね、少量多品目を生産して直売所のほうに出すという新たなニーズというものが生まれるのかなと思いますので、今後道の駅の直売所というのを期待しているという声も上がってございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 ただ今農政課長のほうからの農作物についてのお話がありましたが、それ以外の部分としまして、やはり道の駅というところになりますと、ある程度、皆様、食に対する期待というのは大きいのかなと思っております。本町の農産物などを使った商品、こちらというのはやはり目玉のものになってくる部分というところはあろうかと思ひまして、これには主に町内の方ですと商業に関わる方などが主になろうかなと思うんですが、商工会の関係の集まりなどでですね、我々のほうでお邪魔させていただくような機会があるときには、今から数年後にある道の駅を想定いただいて商品開発のほうを進めていただきたいというようなお願いなどは折に触れてさせていただいているところです。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 どのような特産品ができるのか楽しみにしていますけども、一つ私が思うところ

ろがあるんです。この地域でそばと言ってもなかなかぴんとこないかもしれませんが、上三川町に地域営農集団連絡協議会、土地利用型農業者あるいは五つの農業法人があるということで、こういった人たちに道の駅で販売できるような量のそばをつくってもらって、それを地元の粉の地物だよというふうな売出し、これをそばにして商品化するのは上三川町にもそばをやる人がかなりの人数いますから、そういった人たちに声をかけて、今月はこのグループ、来月はこのグループというふうな形でやれば、かなり一気に、あそこ行けばうまいそばが食えるんだよというふうな部分もなると思います。また、農家に小麦を作ってもらって、小麦で地元のラーメン屋に粉を提供してつくってもらってということ、そういった手法もあるかと思うので、もう今からでも遅くないですから、商品開発ですから、これからね、地域に呼びかけて、こういった研究もしていく必要があるんじゃないかということで、この辺のところも頭に置いて今後取り組んでいってもらいたいなと思います。

私も農家ですけども、私も農産物を道の駅に提供したいというふうに思っていますけども、これから6、7年後になると、私も80に近い年齢になりますから、私らの年代はもう当てにできないと思います。と同時に、今道の駅などに出荷している団塊の世代の人、これらの人はもう全然生産性のない体力になってきてしまうかと思っています。ですから、私らより若いような人、こういった人たちに働きかけていくと。一番早いのは農協という組織に働きかけて協力してもらったりというのが一番早いかなと思うんですけども、農協だけに頼るんじゃなくて、農務課の職員も道の駅担当課も、どんどんどんどん机の上だけ、役場とうちの往復だけの仕事じゃなくて、行き帰りどんどん、勤務時間中でもどんどん農家へ出向いて、商工関係者のところ、飲食業のところへ出向いて、そういった話を話題にしながら、協力体制を求めていくような行動、言動を取ってもらうべきではないかと思うんですけど、どのように考えているか、お伺いします。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 そばですとか、小麦からラーメンなど、個別具体的な御提案などもありがとうございます。

議員からもお話しいただいていますように、道の駅という中でのやはり集客力というのは、ソフト企業でどれだけお客様に来ていただくかというのは大きな要素になろうかと思っていますので、早い段階から、そういった部分については今後とも継続して進めていきたいと思っています。

ありがとうございます。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 今回の6.9ヘクタールの道の駅では、農産物のほかにおさかな市場というふうな計画構想がありますけども、これは友好都市である大洗町と協力を得ながらやっていくということであると思いますが、この道の駅構想のおさかな市場関連については、大洗町とはどのような話がなされているのか、お伺いします。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 おさかな市場の件に関しましては、導入施設ということで基本計画の中の掲載かと思いますが、こちらにつきましては、やはり懇談会の中などでどういう施設がというところで、大洗町さんとも友好都市を結んでいるということで、おさかな市場などどうかというようなお声掛けが、

御提案などがありました。本町、海なし県の中でこういう鮮魚などを扱うというのはほかの事例と比べましての差別化という意味では非常に大きいところかと思っておりますので、このおさかな市場というのは導入施設として基本計画の中で採用させていただいたというような経緯がございます。具体的などころでの友好都市の大洗町さんとのこの件に関するお話というのは特段行っておりません。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 それでは、事業計画基本構想の中にあるおさかな市場のお魚というのはどこから持ってくる考えでいるんですか。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 具体的などこからというのは現段階ではっきりとしたことを申し上げることはなかなか難しいと思いますが、大洗町もその産地の一つになることはあり得るのかなと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 おさかな市場という基本構想の中に載っているんで、そのおさかな市場のお魚、どこから集めるというふうな考えぐらひは、大方今の段階で持っているわけですよ。そのための用地も確保するわけですから。300平米でしたっけ、おさかな市場の面積は。どういうふうな考えでいるのか、お伺いします。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 おさかな市場の鮮魚などの産地ということで御質問いただいたところかと思えますけれども、こちらに関しましては、現段階としまして、当然道の駅ということなので、町内の農業の方ですとか、そういったところというのは優先事項としては当然最優先事項になってこようかと思えます。大洗町さんというのも友好都市を結んでおりますので、同じ鮮魚を持ってくるのであれば大洗町産のほうのものというのも十分考えられるところはあるかと思いますが、逆にそこに縛られてしまいますと、先ほどの議員の農産物のときのお話ではないですが、やはりお客様が買物に来られたときに、どういった品ぞろえのところが皆様から人気を集めることができるかという、多品種のいろいろな鮮魚が並んでいるというのは当然ながら人気になる鮮魚のエリアという形になろうかと思えますので、大洗町だけに固執するようなことは、あまりそこに固執して鮮魚を集めていくというようなのはこの事業としてはもったいないのかなと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 私、友好都市結んでいるので、漁港があるんで大洗かなと思って大洗と言っていましたけれども、大洗は一つの手法としてということで、じゃ、どこからお魚持ってくるんですか。どういう考えでいるんですか、今のところ。宇都宮市の市場から魚持ってくるんですか。どういうような考えで300平米の敷地面積を取ったんですか。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 どこからとなると、多分、多分というのはすみません、申し訳ございませ

ん、具体的にどこというようなところはまだ明言できるような状況ではなかろうかと思います。こちらにつきましては、今回の道の駅についてはPFIという事業で民間活力を有効利用しながら行っていく事業となっております、このおさかな市場に関しましては民間事業者のほうで独立採算で行っていただくということになるのが高いのかなと思います。そうなりますと、事業者のほうで鮮魚についてはある程度当然ながら集めてくるものと想定しております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 じゃ、現段階で基本構想の中でおさかな市場というふうになっていますけども、それはそこに携わる事業者任せということでもいいんですか。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 鮮魚を仕入れる部分に関しましては事業者のほうに委ねるというような形になります。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 まるっきり業者任せだということではよろしいんですね。町の考えはそこには入ってこない、まるっきり請け負った業者が検討すると、町は業者任せですよというふうな考えだということでは受け止めておきます。いいですね、それでね。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 具体的にどこの部分をどうというようなところまで、今回のPFIという事業になりますと、民間事業者の方の意向というのが色濃く出る部分もあるかと思いますが、あとはそこについて町側のほうで要求水準ということで最低限ここまでは必ずやってくださいというような約束事を先にするんですが、その中でどのようなところまで踏み込むかというようなことになろうかと思いますが、農産物と鮮魚に関しますと、やはり本町としての対応というのはやはりそこには違いが出るのかなと思っておりますので、当然ながら、農産物に関しましては本町としての色はかなり濃く出させていたいただきたいと思いますが、そこには農産物と鮮魚については濃淡が入ってこようかと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 ちなみに、6.9ヘクタールの敷地面積の中で整備される道の駅、これのいわゆる建物の建設事業費、又は、それとは別に用地取得費、物件補償費ということで、今現在どれくらい事業費を計画しているのか、伺います。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 基本計画の際にですね、記載のほうがそちらについてはさせていただいたところがあるかと思います。概算整備費としまして、建設費で35億円、土木工事（外構含む）で25億円で、約60億円ということで基本計画上設定させていただいて記載のほうをさせていただいてございます。また、用地のほうに関しましては、物件補償は除いて約4億円程度というような記載をさせていただいてございます。

以上となります。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 物件補償費というのは大方どれぐらいとかというような想定はしていないんですか。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 物件補償を言いましたら、その建物によってケース・バイ・ケースというところがありますので、基本計画の段階では、その部分については基本計画上では記載のほうしてございません。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 今聞いた話ですと、60億円と4億円、合わせまして64億円の整備がかかる。全額が町の持ち出しじゃないとは思んですけども、国の整備も当てがわれるということなんですか。

それじゃ、PFI方式とはということで、PFI方式ということなんですけども、これはどういうふうなことです。具体的に分かるように、初めて聞く人も分かるような説明をしてください。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 PFI方式というのは、民間活力と民間資金を有効利用しながら事業を行っていくというような内容となります。今回、道の駅にはですね、PFI方式でも、その中でもBTOというようなアルファベット3文字並べるような形のものを採用を考えてございまして、具体的に施設の設計、整備、そして運営までを民間事業者のほうに委ねるような事業となっております。そこに係る費用につきましても、原則は民間事業者のほうで御用意いただいて整備などを行っていただきます。そのうち、行政側として事前の段階でこの部分はこちら側で御用意するというものについては、運営が始まりましたら、そこからでの割賦払いで、後年度でお支払いをしていくというような事業の流れとなっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 約64億円の事業費を請け負った業者が資金調達して道の駅を整備して、それを町が将来ともに買い戻すということですよ。何年かかって買い戻しするのか、1年間の買い戻し費用はどれくらいなのかということ、私の理解がそういったものであるとすれば、その辺のところをお聞かせ願います。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 今のは、基本計画で示されている64億円というお話を頂戴したかと思います。当然こういった公共施設などを建てる時には、町としては極力町の財源を少なくすることを、抑えることを念頭に考えますので、いろいろな使える補助金は積極的に採用していくことを想定しておりますので、当然ながら、仮定の数字ですけれども、64億円全てを町が用意するというような想定は当然持っておりません。ただ、具体的に、じゃどの金額がどうというところが現状ございまして、一般的なお話をさせていただきますと、その金額がありまして、道の駅が立ち上がって整備が完了した

段階で所有権は行政に移ります。基本的にはそこは無償で移るというふうに御理解をいただいていいのかなと思っております。それとは別に、その運営なら運営で契約の段階で10年とか15年とか20年とかという運営に係る部分も同時に契約を行いますので、その契約の期間内で割賦払いをしていくというような、サービス購入料という形で整備にかかったお金として行政側が民間事業者に払う部分を割賦払いしていくというようなイメージを持っていいただければ、大体そのようなイメージになってこようなと思います。

例えば、道の駅を15年間の運営までを契約をしたとすれば、その運営している15年間の間で毎年お支払いする金額を割賦払いし、均一にならしてお支払いするというようなイメージになります。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 確か群馬県の赤城道の駅でも15年だったかなというふうに記憶しています。年間1億5,000万円ぐらいずつ支払っているのかなというふうな記憶があります。

それで、FPI事業における管理運営の想定ということなんですけども、売上げに応じた納付金ということで町のほうに金が納付されるようになっていきますけども、こういったものについて今の段階で聞くのもおかしいんですけども、かなりの投資をして整備する事業なものですから、将来的な町への利益はどれくらいあるのかなということも想定していてもしかるべきかなと思うんですけども、その辺のところはどんなふうに考えていますかね。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 納付金のお話をいただきました。こちらに関しましても、道の駅の基本計画の中で記載のほうをさせていただいている部分を議員は引用いただいたかと思います。その部分を改めて、今の部分に関わるところをちょっと読み上げさせていただきます。PFI事業者における良好な運営により一定以上の売上げが確保されると、その納付金の金額が町の支払う維持管理費を上回り、実質的に町の財政負担がなくなるケースも考えられますというように記載させていただいてございます。こういうケースになれるよう努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 先ほども申し上げましたように、この道の駅基本構想に対して、公式の場で、議会の場で一般質問として取り上げて質問してくださいよ、後で議事録を確認する、できれば議会の傍聴に行くというふうな町民の声だったものですから、あえて聞いているわけなんですけれども、当然売上げが上がらない場合には、町の持ち出しというものが出てくるわけだと思うんですよね、管理運営のほうに。この辺のところをやはり町民の皆様は心配しているんです。一般会計のほうから持ち出して、我々が受けている行政サービスが予算が削られて道の駅のほうに回っちゃうんじゃないかと、そんなふうにならなけりゃええよなど。それと、そういった町民の懸念と、何で今更道の駅なんだ、本当につくる気になっているのかな、町に、その辺のところをよく確認してくれよというふうな話もされているんです。これは多くの人が口にしています。もう基本計画から決めて、いろんな人と相談してやっているんだから、これはできちゃうんじゃない。私でこそ、できちゃうんじゃないかって話ですからね。私も心配しているんですよ。もう茂木の道の駅が今から31、2年前にできたわけですよ。全国で道の駅

が1,230あるわけなんですよ。多分、令和14年4月ですか、オープン。この頃にはもう恐らくどんどんどんどんこれからつくる道の駅もできちゃって、上三川町が一番新しいけれども一番最後の道の駅だよ。団塊の世代の人もう車は運転しなくなっちゃうし、長距離トラック輸送だって、今新幹線の座席を外して荷物運搬するような時代だと。そうしたときに、果たして道の駅が健全な管理運営できるのかなということを一般町民の人は本気になって心配しています。この辺のところも十分考慮しながら、今からやめるというわけにもいかないんでしょうけれども、進めていってもらいたいというふうに思います。

この件についてはこれで終わりにしまして、次の2点目、日産自動車新車購入費補助金交付金事業について、補助事業の目的の効果と事業実績についてお伺いいたします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

昭和40年代の日産自動車栃木工場の操業は、関連企業の進出などもあり、人口や税収の増加など本町の発展に大きな影響を与え、現在では自動車産業が町の基幹産業の一つとなっております。こうした状況の中で、今回の日産自動車新車購入費助成金につきましては、日産自動車栃木工場で生産された新車に対し助成金を交付することで町の基幹産業である自動車産業を支援し、町の経済を守ることを目的として事業を実施しております。この事業の公表以降、折に触れて日産自動車の役員をはじめ関係者の方から本事業に対する謝辞をいただき、町の姿勢は日産自動車様に届いているものと考えております。また、本事業の事業実績といたしましては、5月15日現在のところ15台の交付決定を行っております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 令和7年度の予算では多分7台しか売れなかったと、5月15日現在15台ということだと、それから8台売れているのかなというふうに思います。この15台のうちの内訳はどうなっているのかということで、車種ごとと、法人か個人かということをちょっとお伺いします。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 15台の車種につきましては、アリアが1台、Zが3台、新型リーフが11台となっております。法人、個人の部分につきましては、申し訳ございません、記憶という形での把握の中でなんですが、法人は1件あったと認識しておりまして、それ以外は個人であったと認識しております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 通告したように、補助事業の目的の効果と事業実績についてということで通告してあるのに、これくらいの数字というのは調べておいて当たり前の話じゃないですか。課長、どう思いますか。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 当然ながら、台数と車種などについては把握のほうはしておりましたが、申し訳ございません、法人、個人についてまでの調べ等は至ってございません。申し訳ございません。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 令和7年8月1日以降に始まったと思われるこの補助事業なんですけども、令和7年度については7台しか売れなかったというふうに記憶しています。そして、今度それを、2,000万円の事業費の残りを令和8年度に持ち越して、令和8年度は8台ですか。この事業費、令和8年度に持ち越した事業費というのは、補助金は、課長、全部令和8年度内に消化できるという考えでよろしいですか。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 全部で100台分の予算を昨年度補正予算で頂戴しました。令和7年度中に、議員が先ほど御説明いただきましたように7台の交付決定を行ってございまして、残り93台分の予算が令和8年度に繰越明許ということになってございます。この予算全額が執行されるか否かというのは、あくまでも、申し訳ございません、こちら補助金ですので、事業を皆様が御利用いただくかどうかというのは我々のほうで御回答はできないものと思いますが、積極的に御利用いただけるとありがたいと思っております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 上三川町ですね、条例集に載っています上三川町日産自動車新車購入費助成金交付要綱ということですけども、「助成金は、日産自動車株式会社栃木工場で生産された自動車の新規購入者に対し、助成金を交付することで、新車購入意欲を喚起し、町内自動車産業の生産と雇用の安定を支援するとともに、本町経済の持続的発展に資することを目的とする。」ということなんですけれども、この補助事業、目的は十分効果がありましたか。どうですか。

○議長【稲川 洋君】 商工課長。

○商工課長【保坂武志君】 最初の町長の御答弁にもあったかと思いますが、今回の今、議員のほうを読み上げていただいた目的の中で、町内自動車産業の生産と雇用の安定を支援するというものも前段にあったかと思いますが。そういう意味ではですね、この補助金を制度をつくるに至ったというのが昨年5月に日産自動車様のほうで組立て工場のほうの一部を閉鎖するというようなお話がありました。そのような中でこの栃木工場に残っていただきたいという町の姿勢を日産自動車様のほうにお伝えするというのは非常に大きな目的の一つであったのかなと思っておりますので、町長のほうの御答弁ございましたように、役員の方も含めてですね、そういったことで謝辞をいただけたというのは、本町として日産自動車様に対する思いというのは伝わったという意味で、かつ効果としてはどの程度だか分かりませんが、当然、現在も日産自動車栃木工場の操業に関しては何ら変更となる旨の報道等ないというのは、この交付金の目的には沿っている結果となっているのではないかと考えております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 志鳥勝則君。

○7番【志鳥勝則君】 私が聞いたのは、補助事業の目的の「新車購入意欲を喚起し、」という喚起が

できたかどうかということですよ。この中で、役場の職員も、車、この事業に乗っかって買った職員はいますかね。余計なことかもしれない、それは答弁は結構ですけども、喚起できたかどうかといったら、私が恐れているのは、町民の切実な願いの一つ例えていえば、防犯灯、これも要望してもなかなかつかないというような状況の中で、2,000万円の新車購入補助金を町がやったからといって、果たしてそれによって日産自動車の存在が左右されるのかどうかと、私はそうは思わない。町民から言わせれば、日産に対する町長のパフォーマンスにすぎない補助制度じゃないかという声がかかなりありますからね。なかなか車なんか買えないよと、20万円の補助で何で買えるんだと、600万円、700万円、800万円する車しかつくってないんだぞというふうな声が大きいです。町民のこういった考えの思いを議会の場で、公の場で町に伝えてくださいよというふうな意味合いから町民から提案された一般質問でして、時間も少なくなったので、3点目の質問は今回取りやめますけれども、そういった声というものを、道の駅にしてもしかり、この日産新車購入費、これは悪いことではないと思うんですけども、本当に町の町税を使って効果が現れるような補助事業だったのかということ、これらをちょっと考えてもらいたいなというふうな町民の御意見でした。

以上で私の質問を終わります。

○議長【稲川 洋君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後3時14分 休憩

午後3時24分 再開

○議長【稲川 洋君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【稲川 洋君】 7番・志鳥勝則君の質問が終わりましたので、順序に従い、1番・隅内和男君の発言を許します。1番、隅内和男君。

(1番 隅内和男君 登壇)

○1番【隅内和男君】 それでは、通告順に従いまして質問をさせていただきます。大きく三つ質問を用意いたしました。1番目、DX、デジタルトランスフォーメーションとAIの時代と教育について、二つ目、空き家住宅の増加と人口減少について、三つ目、耕作放棄地、後継者不足、農業への企業参入について、この三つの質問をさせていただきます。

まず、一つ目のDX、AIの時代と教育についてということで四つの質問をさせていただきます。町内小中学校の児童生徒全員に配布されているタブレットが日々の教育活動でどのように活用されているかお伺いします。二つ目、2026年4月にデジタル教科書が正式に教科書として認定された、その活用について、本町としての見通しをお伺いしたいと思います。三つ目、令和6年に初等中等教育段階におけるAIの利活用に関するガイドラインが文部科学省から示され、その改定が閣議決定され、AIの活用について本町としての方針をお伺いしたいと思います。四つ目、兵庫県三田市の小中学校で対話型AIを活用した実験的な取り組みが行われたが、本町としての取り組みがあればお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。教育長。

(教育長 増淵 忍君 登壇)

○教育長【増淵 忍君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。町のGIGAスクール構想により、本町では令和2年度までに全児童生徒に学習者用端末を配布し、学習の様々な場面で活用を図っております。授業では電子化されたワークシートを活用したり、クラス内で各自の意見を素早く共有したりするなど、効率よく画面上で可視化できる利点を生かし、多くの授業で取り組まれております。

次に、2点目についてお答えをいたします。町教育委員会では、令和3年度より文部科学省によるデジタル教科書実証事業に参加し、主に英語と算数、数学のデジタル教科書を各小中学校にて活用しております。学校からは、英語のリスニングや算数の図形動作など、デジタルのよさを生かした取組みが報告されております。一方で、全体を俯瞰し、書き込みもできる紙の教科書は、引き続き児童生徒や指導する教員にとってはなくてはならないものであります。今後も国の方針を注視しつつ、デジタルと紙、それぞれの特性を生かした学びの推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目と4点目につきまして、関連がありますので、一括してお答えをいたします。急速に進展する生成AI技術は、適切に活用すれば教職員の業務効率化や児童生徒の学びを深めるというような道具になり得る一方、様々なリスクも指摘されているところです。町教育委員会では、町内小中学校に対し国のガイドラインを周知するとともに、校務や学習において安全性の確認された生成AIを活用できるよう整備をいたしました。現在、教職員は主に校務の効率化に資する活用を推進しております。児童生徒については、情報活用能力や情報モラルの育成を各教科等の中で進めながら、一部の学校で使用する場面を決めて活用をしているところです。議員が御指摘の兵庫県三田市など、全国の先進校において児童生徒が対話型AIを相談や議論のパートナーとして実験的に活用していることは承知をしておりますが、児童生徒の使用については課題も多く、児童生徒の発達の段階や学習の目的に応じその効果や安全を考え、慎重に活用していくことが必要だと考えております。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 それでは、関連の質問をさせていただきます。

タブレットは自宅に持ち帰るというようなことがあるのかということと、自宅に持ち帰った場合のルールとか、そういったものについてはどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

各校とも、常時持ち帰らせるということではなく、課題等のために使用の必要がある際に持ち帰らせていると聞いております。ルールにつきましては、学習目的で使用するということで、持ち帰った場合には個人的な検索とかそういったものは使わないでということをお願いしております。

以上でございます。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 持ち帰らせたときには、学習目的以外には使わないということなんですけれど

も、現在いわゆるタブレットででき得る検索とかそういったことはスマホなどで簡単にできるわけで、そのほかにも今はゲーム機にさえそういった機能がついているという状況の中で、持ち帰らせたときのルールをつくる意味があるのかどうかということについてどのようにお考えか、質問させていただきます。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

持ち帰ったときだけのルールではなくて、ある程度学校で使う場合にも決めているかと思いますが、まず検索をした場合等については、その情報が何に基づいたものなのかと、自分でまず考えるというか、学習するときの補助に使うということですので、まるっきり検索したことをうのみにするのではなくて、その情報が正しいかどうか、何に基づいているものなのか、そういったことをきちっと使いこなせるように指導をしているかと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 今の質問ですと、質問というか回答ですと、ふだん自分が持っているスマホとか、そういったものに関しても、いわゆるそういった検索上のリテラシーといいますか、いろんなことが必要になるわけで、タブレットに限定したものではないというふうには若干感じるんですが、今の質問で納得させていただきたいと思います。

下野新聞4月24日だったと思いますが、子どものSNS依存問題という記事がありまして、このままでちょっといいのかと、例えばアルゴリズムというんでしょうか、それによって、例えば1度検索すると、それに関連する情報がわっと押し寄せてくるというのが今のSNS環境の中であり得ることで、これは子どもの嗜好だとかあるいは判断とか、そういったものに大きく影響してくる、そういう状況だと思うんですね。そういう危険性に対して、例えば諸外国の中ではかなり規制の方向で進んでいる、いわゆるSNSをこのまま使わせておいていいのかということで、例えばオーストラリアなどは16歳未満の利用を禁止というかなり強い措置を2025年からやっているということなんですね。そのほかにも、例えばフランス、これはこれからやる方針だとか、あるいはデンマークは15歳未満だとかですね、それぞれ各国でいわゆる禁止なのか、制限なのか、あるいはこれからそういうことをやる方針なのか、それは若干ばらつきはあるものの、そういう方向性を持っているということについてどのようにお考えかということをお聞きしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増渕 忍君】 ただ今の御質問についてお答えをいたします。

学校における教育課程を編成するよりどころとなっております学習指導要領ですが、こちらについては、AIの存在を前提としているものとなっております。また、次期学習指導要領として出されるものにつきましても、得られている情報の中では、更に実装したものになるというようなことで、AIについては更に前提にされているものとなっていくというふうに考えているところでございます。したがって、これから各学校においては、やはりタブレットの活用というものはまだ必要になっていくものではないかなというふうに考えているところです。

ただ、やはり非常に子どもたちの心に関わるようなもの、内面に関わるようなもの、こういったものについては、AIやそれからタブレット等のそういった電子機器というようなものよりも、実際に友達や教職員など、そういったものが関わっていくということが望ましいことではないかなというふうに考えておりますので、電子機器を活用する場面、それから教職員やそれ以外の人が関わる場面、そういったところをしっかりと分けて活用してまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 丁寧な答弁ありがとうございます。

デジタル教科書についてなんですが、教科を絞った状態で現在活用しているということによろしいのかということと、教科書ですと、教科書と名がつけば、義務教育段階では無償化というのが原則だと思うんですね。ところが、1教科、2教科だけしか使わないという場合は、どのような形でそれを採用し、あるいは代価というんですかね、そういったものはどうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増淵 忍君】 ただ今の御質問についてお答えをいたします。

教科書につきましては、デジタル教科書がいわゆる教科書検定の対象になるというようなものは、新学習指導要領の活用が始まってからということになると聞いております。現段階では、あくまでも実証事業というようなことで、デジタル教科書のデジタルの部分を希望する教育委員会にだけ配布をしているような状況になっているかと思えます。したがって、本町では英語と算数、数学を活用しているというような形になっております。この後、新学習指導要領が令和12年度から小学校から順に始まっていきますが、その際にはデジタルにするのか、紙にするのか、ハイブリッドにするのか、その三つの中から恐らくどれかを選ぶという、そういった形になると聞いております。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 現在は3教科というか、数学と算数と英語と、まあ2教科と言っていいんでしょうか、その状態のときに、例えば使いたいんだと言っても、教科書だったら無償だけど、デジタル教科書はそのまま無償という形で使わせていただけたんでしょうか。その辺についてお伺いしたいんですけど。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えします。

無償となっております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 現在でも無償ということですので、例えば今正式にこのデジタル教科書が教科書として認められ、そして新しい指導要領の中でそれが機能していくということになれば、紙もデジタルも両方使いたいと言えば両方無償で使わせてもらえるという方向性でよろしいんでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増淵 忍君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

現在、新学習指導要領に対応するデジタル教科書の部分は情報が非常に不確定なものしかございません。ですので、紙のものか、デジタルものか、ハイブリッド型かという三つのパターンのものがあるという、その中から選択するような状況になるというような、その程度の情報しかまだ持ち合わせておりません。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 デジタル教科書については北欧などがかなり早い段階から使っていて、既に歴史を積み重ねているというところとちょっと大げさですが、実績を積んでいるわけですね。その中で、多分、私の知っている範囲では、デジタルはちょっと駄目なんじゃないかと。何がって言ったら、子どもたちの集中力の持続ができない、それで紙の教科書に戻すということが進み始めているというふうに私、聞いているんですが、その辺の事実についていかがお考えでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 教育総務課長。

○教育総務課長【日野妙子君】 ただ今の御質問にお答えします。

新聞等でも、調査の結果、小学校の低学年については9割を超える校長が紙のみや紙中心の教科書の使用を希望した等が載っていたかと思いますが、こちらにつきましては、30年度から採用することになりますので、その前の年に詳細が決まってくるかと思うんですが、そのときには学校の現場の先生等の意見もよく聞いて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 今の御答弁で私も納得の部分があるんですが、移行期間というのが確かあって、その段階でしっかりと検証していただいて、実際に本格的にスタートするときに、しっかりと判断をしていただくよう要望いたしたいと思います。

それと、AIの利活用のガイドラインというもののの中をぱっと読ませていただくと、人間中心の原則だと、これ先ほど教育長の答弁にもありましたが、人間中心なんだと、AIというものがもう日々物すごい勢いで進歩して、もう既に人間の能力をはるかに超えた状況になっているんじゃないか、あるいは何年後かにいわゆる何か特異点とかいうのがあって、そこで人間の能力を全て超えちゃうんじゃないかというようなことを恐れるというようなことがあると思いますが、この人間中心の原則ということを強く打ち出していますけれども、AIが人間の優位性を脅かし、仕事を奪う存在となるんじゃないかとかですね、いわゆるマイナス面のことというのがあるんですが、AIの活用についてそういったマイナス面を強調して、子どもたちに対してある程度の指導をしていく必要があるのか、現状ですね、これだけAIが我々の日常の中でもう欠くことができないような存在になっている中で、先ほどのSNS規制みたいなことと同じように、AIあまり使わないほうがいいよということにしたほうがいいのかというような、そういうことについて何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 教育長。

○教育長【増渕 忍君】 ただ今の御質問についてお答えをいたします。

やはりこれからＡＩというようなものは社会の更に至るところに入っていくものであるというふうに考えております。やはり未来を生きる子どもたちにとってみれば、やはり正しい使い方をきちんと学ぶということが大切であると考えております。これまでもずっとお話をしていますが、子どもたち自身が当事者意識を持って主体的にＡＩを活用していくということが大切であると考えておりますので、そのような指導を進めたいと考えております。

以上で答弁を終わりにいたします。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○１番【隅内和男君】 今を生きるというか、未来を生きる子どもたちに対してＡＩをどう教育するか、あるいはＡＩの活用法について、どう見つけさせていくかということは非常に大きな意味のあることだと思います。じゃ、我々７０を過ぎた者にとっては、このＡＩというものについて、今のまま、例えば接しない人は全くその恩恵を受けないというような状況でいいのかという問題もありますよね。例えば、今、私の手元にある資料で言うならば、今独居の要するに単身世帯というのは２０２０年段階で２，１１５万世帯あると。２０５０年にはそれが２，３３０万になるんじゃないかと。何百万という単位で世帯数が増える。この２０２０年が２０５０年になったときは、人口減少が起きていながら、なおかつ世帯数は、単身世帯は増えているということです。そうすると、我々一人で生きるというときに、このＡＩというものが相談相手になったり、何というんでしょうかね、亡くなった例えば配偶者の面影に似せた、何というんでしょうね、画面が出てくるような、そんな使い方、いろいろなＡＩの使い方を考えたときに、マイナス面をずっと飛び越えるような役割を果たしそうな分野だと思うんですね。

そういう中で、先ほど三田市の取組みというのは、いわゆる対話型だと思いますが、そういったＡＩを何か４５分、１日２４時間ある中の４５分しか使えないよというルールをつくって、実験は３週間されたそうです。そのときに、ＡＩには依存し過ぎちゃ駄目よと、ＡＩには悩み相談してもいいよとかというような、そういったあれを設けて３週間実験したところ、子どもたちは最初はものすごく飛びつくんですけど、すぐに飽きると、ＡＩに。まあＡＩの性能とかいろんなことがあると思うんですけども、結局ＡＩはすぐに答えをくれちゃうと。何か質問するとぱっと、悩みを言ってもすぐにぱっと答えが返ってくると。いや、私は回答を求めていたんじゃないんだ、何か相づちを打ってくれることなんか求めてない、一緒に考えてほしかったんだと。だからすぐに飽きて、ただ、もっと深刻な悩みを持った子にとっては、非常に自分が思っていることに対する適切なアドバイスもくれると。だから、何というんでしょうね、ＡＩの持っている有用性と、あとはそのマイナス面と、それをしっかりと把握した上で、ぜひですね、今の子どもたちが抱えている現状に対して取組みをやってみる価値というのは非常にあると思うので、ぜひＡＩ利活用のことについて検討していただけるとありがたいと思います。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。空き家住宅の増加と人口減少についてということですが、町内の空き家住宅について、面積や数について把握しているか、伺う。また、現状に至った原因や理由について把握できているかどうか、伺う。２０２５年の上三川町の人口動態を見てみると、１月と１２月の比較では、人口は２８４人減っているのに対して世帯数は９６世帯増えているという状況がありますが、この現象への受け止めについてお伺いしたいということ。３番目、人口減少については、

明治地区１０７減、本郷地区１１４減が顕著で、世帯数の増加は上三川地区７５世帯が多いが、本町としての分析と対応について、伺います。

ここで質問にお答えをいただく前におわびをしなくてはいけないことが一つありまして、議長、ちょっとおわびの内容を発言してよろしいでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 はい、どうぞ。

○１番【隅内和男君】 実は私、この数値を町の統計を見てネット上で調べさせていただきました。一覧表を見て、自分で作ったメモ帳の順番が明治と本郷地区が逆転していたことを失念して、その状態のまま数値を記入してしまいました。ですから、明治地区１０７人減というのと本郷地区１１４人減は数値が逆になります。つまりは明治地区が１１４人減、本郷地区が１０７人減ということです。これについては関係の課に誤りを申し出て、それに応じた回答をしていただけるようお願いはしてあります。この訂正について、議長、認めていただけるでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 はい、大丈夫です。

○１番【隅内和男君】 よろしくをお願いします。

それでは、この三つについて回答をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の１点目についてお答えいたします。現在町で把握している空き家の数は１７５件で、面積までは把握しておりません。また、空き家になった理由につきまして、町としまして独自の調査を実施しておりませんが、令和６年に国土交通省が実施しました空き家所有者実態調査の結果によりますと、空き家の取得経緯で最も多いのは相続で５７．９％、そのほか新築が１７．１％、既存住宅を購入が１４．２％となっております。

次に、御質問の２点目についてお答えいたします。２０２５年１月末から１２月末までの人口が２８４人減の内訳は、日本人が３８０人減少し、対して外国人は９６人増加しております。人口の減に対し世帯数が増となっている理由は、外国人の多くが単身での世帯主として転入することが主な要因と捉えております。

次に、御質問の３点目についてお答えいたします。明治地区、本郷地区では人口が減となっていることに対して上三川地区では世帯数が増となっている状況につきましては、都市計画法上、市街化調整区域においては宅地の開発が容易に認められないため、本町における新築住宅は市街化区域において宅地開発を行う余地のある上三川地区に開発が集中していることと、外国人の転入先の多くが上三川地区であったことが主な要因となっております。町全体として人口減少の克服に向けまして子育て支援を充実させることにより、安心して子育てができる環境づくりを進め、本町にお住まいの方の出生率の向上や町外からの子育て世帯の移住の促進を図るとともに、産業団地の造成による企業誘致を進めるなど雇用の場を創出することで、特に若年層の転出抑制を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○１番【隅内和男君】 私も議員というものになって、町の統計といったものを見る機会が非常に増え

ました。見る機会が増えたというのはちょっと語弊があつて、今まで見たことはありません、正直。議員になっていろんな統計を見るようになりました。ものすごく詳しい統計が町は持っていっぱいあって、それをきちんとネット上にも載せておられるということが今回分かったわけなんですね。その統計に現れる数字を生かしてどういう施策をするのかというときに重要なのは、それぞれ細かな統計がある中で、その中にも1個1個みんな別々の事情があるということを把握しないと、対応、対策というのは打てないんじゃないかということを感じたわけです。例えばですね、この空き家というものについても、私、見た目で判断したらこれは空き家なんじゃないかなと思っていたら、実は空き家じゃなくて住んでいる人がいるとかですね。空き家であっても何か空き家なのにごく整備されているという空き家もあれば、もうすごい樹木が繁茂しちゃって、動物とかしか住めないんじゃないかという空き家もある。しかも、その背景には、どうしてそれが空き家になってしまったのかというのが一つ一つ全て事情が違うということです。先ほどAIの話がありましたが、統計というものをまとめるに当たっては、AIはものすごく効力あるいは力を発揮して、場合によっては我々人間の仕事をみんな奪っちゃうんじゃないかという、そのぐらいの危険性があるわけですね、危険性というか危機感があるはずですよ。じゃ、そのときに人間はどうすればいいかって言ったら、統計のように1個1個の数字がはっきり出るというものじゃなくて、統計に現れない、答えがないって言ったらいいんでしょうかね、そういうものをしっかりと把握して対策を練っていくというのが、これから人間がやるべき仕事のような気がするんですよね。そのときに、例えば先ほども言いましたが、一つ一つ事情が違うんだから、それぞれのフィールドワーク、それぞれの外に出ていろんな状況を見てくる、そして記録していく、こういった仕事が大変だと思うんですが、考えをお聞きしたいと思います。御答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 副町長。

○副町長【和田裕二君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

いわゆる根拠に基づいた行政施策の策定ということかと思います。単純に感覚で行政を進めるのではなくて、具体的な数字、それに裏打ちされた行政の施策の立案展開ということは非常に重要なことでございまして、そういった視点で行政の立案に、今回の総合計画の策定に当たりまして事前に町民の皆様アンケートを取るとか、そういった数字的な根拠を求めながらそれに沿った施策を立案したというところがございますので、今後そういった視点で施策を進めていきたいと考えております。

お答えになっているか分かりませんが、一応そのようなことで。以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 先ほど志島議員の質問の中でも、だから実際に動いてやるべきことというのがあるんじゃないか、部屋の中、デスクの前にずっと座ってやる仕事はAIにはかなわない。だけど、外に出てそれぞれの実体を見つけていくのには、人間がやっぱり一番力を発揮するということだろうと思います。ぜひそうしていただけるとありがたいと思います。

次の質問に移ります。2026年、今年ですけど、5月8日の下野新聞、また下野新聞であれなんですけれども、中古住宅について、いわゆる2043年、2043年財務省の見通しというので、現在の住宅、空き家が4分の1になっちゃうんじゃないかということですね、なるんじゃないかと。そのときにどういうことが大事かといったら、新築住宅に対して行ふ補助だとか、そういったものよりも、中古

住宅を手に入れるときの補助とか、そういったものに力を入れてもらいたいんだと、そういったことを多分財務省のほうで、財務省は税金を集めるところですから、そういったことが税収につながるということなんだろうと思いますが、景観に与える影響だとか、いろんなマイナス面も考慮した上で、中古住宅を、何というんでしょうか、支援見直しして少し手厚くしていくというようなお考えが町にあるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

町では、中古住宅、新築住宅もそうなんですけど、住宅取得支援事業といたしまして、固定資産税相当分の3カ年分を補助してございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 今の御回答ですと、中古住宅というのにスポットを当てたお話、御回答だったのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 建築課長。

○建築課長【星野敏克君】 新築住宅及び中古住宅両方です。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 空き家住宅が増える理由としてですね、当然のことながら人口減少というのがその大きな原因、起因となっているということで、先ほど町長さんの御答弁の中にも、要するに人口減少を食い止める方法として、例えば流入人口を増やすとか出生率を上げる、あるいは流出人口を減らすというような、そういった観点からの御回答があったと思うんですが、流入人口、流出人口というのからすると、これは2番目の方策なんだろうと思うんですよ。なぜかといったら、流入はどこからか持ってきてちょうということですから、相手が困るということですよね。どこかが減っているからこちらが増えているという状況です。だけど、そうじゃなくて、出生率を高めていくというのが王道の本来の姿なんだろうと思います。ところがですね、その中で未婚率というものが非常に今高くなっていると。何か私、何年か前の統計を見たときに、50歳段階で結婚をしていない方の割合というのは男で28%、女の人で18%。それが40、30となってくると、当然のことながらまだ50までの間に時間がありますから、そのパーセンテージも更に増えていくということですよ。この状況で、本当に出生率を高めるというのは可能なのかということですね。町として何か出生率を上げるため、あるいは未婚率を下げるためにやっている、あるいはやっていた、そういった施策があったらお答え願いたいと思います。

○議長【稲川 洋君】 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長【浜野知子君】 ただ今の御質問にお答えいたします。

今、上三川町では、議員がおっしゃったように、出生率を上げることを目的としていろいろ施策をやっております。まず、出会いから、結婚未婚の方が多ということで、出会いを求める方のために、栃木県の結婚支援センターの出張相談会というのに関して町のほうで県と一緒に連携してやっております。また、そこから出会って、結婚に関しましては結婚生活の新生活事業の補助金や、また、結婚して

お子様に恵まれない方のために不妊治療費の助成でありますとか、また、お子さんが今、2人目の壁ということで、なかなか2人以上のお子さんを持つ方が少なくなっているということで、来年から上三川町では小学校入学のときには第一子のお子さんから2万円の入学祝い金、また中学校入学では3万円の祝い金ということで、2人以上のお子さんを持っていただけるような気持ちになっていただくような施策等を続けてやっております。今、県のほうで少子化に関しましていろいろなアドバイザー制度というもので、各市町に派遣であったりアドバイスをしていただける事業を県のほうでやっていただいております。そこで、昨年度、上三川町、アドバイザーの先生が来ていただいたときに、若い方が出会いから出産、育児までどのような施策がこの町にあるのかということを目で分かるようなホームページ等をつくったほうがいいというアドバイスをいただきまして、去年、その先生のアドバイスをもって、出会いから育児、子育てまで一目で分かるようなホームページの作成とかも実施いたしました。このようにことで若い方が結婚してお子さんを持っていただけるような気持ちになっていただくように今進めております。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 現在ですね、何というんでしょうか、人生のひな型というか、例えば人生って何、どういうことなのって聞かれたときに、例えば勉強して進学してその後就職して結婚して家族を持って、そして最後は子や孫に囲まれて死んでいくというような、これが幸せだよというひな形のようなものがなくなった時代というふうに私は感じています。つまり、自分の人生と向き合うことが難しくなってきたと。未婚率も高くなり、みんなが何だか同じような状況の中で、じゃ自分の人生ってどう終わるんだろうとか、そういうことを考えられなくなっているという、そういう状況の中で、今終活というのが、20代だとか30代で終活を始めるということが多くなっているんだそうです。終活というと非常にマイナスのイメージがあって、もう終わりが見えた人生について自分で見切りをつけておこうかというようなことだと思いがちですが、実は人生のひな型を失った若者たちが終活の中で何をしているかといったら、自分の葬式の弔辞を書く。あなたはこういうことを頑張りましたねって、あなたはこんなこと、こういうことをしているんでみんなに慕われていますよなんていうことを自分で自分に弔辞を書くとかですね。棺おけに入って蓋を閉めて三分間その中で生活する中で、頭の中にめぐってきたことで、自分の人生をしっかりと、何というんでしょうね、考える、向き合う、そういう時間にする。それによって、自分がこれから人生どう生きていかなくちゃならないかということを確認しているというんですね。つまりは、こういう時代の中で、行政としてこの状況をどう変えていくというか、どう向き合っていくといいと考えるか、お聞かせ願えればと思います。

ちょっとこれも難しいですね、すみません。答えにくいことばかりで。

○議長【稲川 洋君】 通告と内容が違いますので、質問を精査してください。

○1番【隅内和男君】 分かりました。

それでは、三つ目の質問に、もう時間もなくなっちゃいますから、耕作放棄地と後継者不足、農業への企業参入についてということで四つの質問をさせていただきます。

町内の耕作放棄地の面積や数について把握しているか、伺いたいと思います。また、現状に至った原

因や理由について把握できているか、伺う。農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加への解決策として耕作地の集積と大区画化が考えられるが、その進捗状況についてお伺いしたいと思います。耕作地の集積や大区画化を進めるに当たっての国の方針や予算措置について現状をお伺いしたいと思います。耕作地の集積や大区画化が進めば、農業への企業の参入が円滑に進むと思うが、本町としての考えをお伺いしたいと思います。御答弁をお願いします。

○議長【稲川 洋君】 執行部の答弁をお願いします。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただ今の御質問の1点目についてお答えいたします。耕作放棄地につきましては、農業政策上の統計においては主に遊休農地として把握しております。令和7年度の農業委員会調査によりますと、本町の遊休農地は7.3ヘクタール、84筆で、耕地面積の0.27%となっております。遊休農地となる主な原因や理由につきましては、農業従事者の高齢化や後継者不足による担い手の減少に加え、農地の未相続、あるいは道路に接道していないなど耕作条件の悪さから遊休農地化に至るケースがあるものと認識しております。

御質問の2点目についてお答えいたします。生産効率の向上を図る上で、農地の集積や大区画化の推進は遊休農地の増加の抑制に極めて効果的であると考えております。なお、本町における進捗状況につきましては、担い手への農地集積率が令和7年度末で66.1%となっております。また、大区画化につきましては、水田整備率で申し上げますと、30アール以上の区画は町の水田の約56.0%、50アール以上の区画は約1.9%、現在国が大区画化の標準としている1ヘクタール以上の水田整備はゼロ%となっております。

御質問の3点目についてお答えいたします。国においては、令和7年度から令和11年度までの5カ年を農業構造転換集中対策期間と定め、農地の大区画化等を促進し、より一層の集積、集約化を押し進める事業に対して重点的な予算措置を講じているところでございます。

御質問の4点目についてお答えいたします。本町の第8次総合計画では、生産基盤の強化を主要な施策の一つとして掲げております。農地の集積、集約化やほ場の大区画化などの基盤整備を一体的に推進することは生産性の飛躍的な向上につながり、意欲ある担い手の経営規模の拡大や農業への企業の参入も含めた新たな担い手の確保に大きく寄与するものと考えております。なお、農業への企業の参入につきましては、地域の地権者や耕作者の意向を踏まえて進めていくものと考えておりますので、引き続き地域座談会などを開催し、令和7年3月に策定した地域計画の精度を高めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 短く質問します。農地の定義についてお教え願えませんでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

農地の定義ということでございますが、すみません、農作物を生産する場、又は牧草地、放牧なども含めた、そういった農業生産に供する土地として認識してございます。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 私が調べてあるって言ったらまた意地悪な質問になっちゃうんですけど、農地は耕作の目的に供される土地ということらしいんですね。では、耕作というのはどういうことを指すのでしょうか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 すみません、これも私の考えでございますが、農作物の生産する土地と考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 それでは、耕作放棄地というのは、先ほど遊休農地というようにお話が出ていましたが、農地なんのでしょうか、耕作放棄農地は本当に農地と言えるのかどうかということです。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 ただ今の御質問についてお答えいたします。

耕作放棄地につきましても耕作の目的に使われる土地としてございますので、現在耕作放棄地になっていたとしても農地として扱うべきと考えてございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 私がこの法律を読む範囲では、何か耕作放棄地は農地とは言えないんじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 あくまでも遊休農地ということで答弁させていただきますと、いわゆる長年耕作が放棄されている土地でございまして、その中にはある程度手を加えれば農地に復元される農地、また、それなりの重機とか入れて整備しなければ農地に復元されない土地、いろいろございますが、基本的には農地でございますので、町としましては、農地として利用できるよう適正に農地に復元していただくというのが前提でございます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 先ほど人口減少についてはどうしてどうやって増やすかということを考えるわけですが、この農政、農業行政に関して言うならば、何か減ることを前提にいろんな施策がされているように私は思うんですね。農業人口がどんどん減っていくことを踏まえて大区画化やそういったことを進めている。ところが、新規参入もどこかで何かちょろっとやっているというのが非常に農政の矛盾点だなということを感じているわけなんです。

だから、つまりはそういう農政に関して、今の現状に関して、企業の参入等を進めるというか、そういった可能性については非常に大きなところかと思うんですが、それについては先ほどの御答弁以上の回答はないですか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 先ほども町長のほうから御答弁ありましたとおり、企業の参入につきましては当然やはり地域の合意というものが必要になってくるかと思えます。

すみません、それ以前にですね、やはり昨年度改正されました食料・農業・農村基本計画の中で、令和7年度から5カ年で構造転換を集中的に推し進めていくとされています。また、その施策の一つとして、生産コストの低減とかを図る、また農地の大区画化、スマート農業の推進などが掲げられております。昨年、農業の最上位計画である食料・農業・農村基本法が改正、その理念を実現させるためにスマート農業技術活用促進法なども整備されました。こちらにおいても、スマート農業技術を最大限に発揮させるために、高度な基盤整備というものを重要な施策と位置づけられています。続けて、同様に、12月にも隅内議員から質問がありました土地改良長期計画ですか、こちらでも施策の目標として農地の集積、集約化、それからスマート農業の推進に向けた基盤整備による生産コストの低減などを挙げております。いずれにしても、農地の大区画化、それから高度な基盤整備といった生産基盤の整備ですね、土地改良事業となりますが、こちらが重要な施策として位置づけられまして、これはそれらに対する国の補助金などが拡充されているところでございます。

本町も国の方針に沿った施策を推進して本町農業の振興を図ってまいりたいと考えてございます。そのためには、農業者や土地改良区の方に事業に対する理解を深めていただくとともに、地域の方々の農業の将来像、こちらを把握することというのが肝心だと考えてございます。したがって、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、引き続き地域座談会などを通して地域の思い、それから考えを集約して、それに沿った施策を展開していきたいと考えてございます。企業参入の前にですね、やはりそういった基盤整備で地域の農地は地域で守っていくというのをまず念頭に置いて進めていこうというふうに考えてございます。

すみません、回答なっているかどうか分かりませんが、以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 やっぱ一番ポイントとなるのは大区画化、集積も含めた大区画化だと思うんですね。その大区画化を進めるに当たってどのような事前の準備だとか調査が必要かというのについては、座談会でとおっしゃいましたが、もっと具体化した目標というのがありますか。

○議長【稲川 洋君】 農政課長。

○農政課長【松本勝彦君】 大区画化につきましては、やはり地域の合意というものが必要になってきますので、まずは地域の皆様が地域の農地をどのようにしたいかということを話し合いによって決めていくということが一番最初の取組みになろうかと思えます。

以上です。

○議長【稲川 洋君】 隅内和男君。

○1番【隅内和男君】 それでは、最後に、昨日の新聞だったと思いますが、栃木県内の人口減少のランクというんでしょうかね、それがあって、上位のほうには宇都宮市だとか芳賀町が入っていて、上三川町はちょうど中位ぐらいで、下のほうに足利市や栃木市があった……。

○議長【稲川 洋君】 質問時間が切れましたので、終了してください。

○1番【隅内和男君】 分かりました。

それでは、大変失礼いたしました。そのことについては後日の一般質問でさせていただきたいと思
います。すみませんでした。

○議長【稲川 洋君】 1 番、隅内和男君の質問が終わりました。

一般質問途中ではありますが、本日はこれで延会といたします。お疲れさまでした。

なお、明日 2 日も午前 10 時から一般質問を行います。

午後 4 時 25 分 延会